

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

決算特別委員会会議 録（ 2 ）			
日 時	平成 18 年 10 月 10 日（火）	開 議	午前 10 時 00 分
		散 会	午後 5 時 13 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	松本委員長、佐々木（勝）副委員長、森井・小前・菊地・大畠・ 横田・成田・佐々木（茂）・古沢・高橋・秋山 各委員		
説 明 員	市長、助役、木野下・久末両監査委員、教育長、水道局長、 総務・財政・経済・市民・福祉・環境・建設・港湾・教育各部長、 総務部参事、小樽病院事務局長、保健所長、消防長、 監査委員事務局長、収入役職務代理者（会計室長） 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、決算特別委員長に選任されました松本でございます。大事な審議が、スムーズに進みますよう、努力してまいりますので、委員並びに理事者の皆さん方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、副委員長には佐々木勝利委員が選任されておりますので、御報告いたします。

( 副委員長あいさつ )

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に小前委員、古沢委員を御指名いたします。

過日、開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり、審査日程が決定いたしましたことを報告いたします。

継続審査案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。これより、書類閲覧のため、当委員会を、秘密会にいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

御異議なしと認め、さように決しました。

( 秘 密 会 )

休憩 午前 1 1 時 5 0 分

再開 午後 1 時 0 0 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、これより総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、公明党、平成会、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

-----  
古沢委員

市税の収納率について

市税の問題についてお伺いします。また、勝手に応援団を名乗っておりますが、最初に現場の皆さんの御苦労に感謝を申し上げたいと思っております。

実は、せんだって新聞報道もされて、市内においても小樽市の税金の収納率が全道の市の下から数えて 2 番目でしたという報道を受けて、いろいろな意見も市の方に寄せられていると思っておりますが、実はその全道で極めて低いという 81 パーセント台の収納率の問題ですが、これをそのまま小樽市の市税収納率、現場の努力の不足若しくは市民の納税意識の低下、こういうものにつながってとらえていいのかどうかという問題では、私は別の意見をいつも持っています。

これまで何度も指摘をさせていただいておりますけれども、これほど収納率がトータルで下がっているということには、特別の要因、要素が小樽市の場合はあるわけで、その問題をきちんと見ておかなければ適切な評価を下すことはできないというふうに思うわけです。後ほど多少分解いたしますけれども、こうした特殊要素といいますが、こういうものを除いて考えた場合に、現場では今年もまた、平成 17 年度決算においても収納率向上とは言いませんけれども、例年並みの収納率の維持に努力を傾注されていると評価をしたいと思うのですが、現場の方ではどのように受け止めておられるか、まず伺っておきたいと思っております。

( 財政 ) 納税課長

今、委員から御指摘がありましたのは収納率の低下ということで、私ども徴収を担当する部門としましては、ねばり強く滞納者に当たり、かつ交渉を継続し、催告文書、財産調査を行い、そういうことの繰り返しのほかに、例えば昨年も実施したところでありますけれども、平日の夜間及び土日に臨戸をするとか、そういう強化期間を設定するなどして、滞納者と当たり、ねばり強く交渉して何とか収納率低下に歯止めをかけたいと、そのように考えております。

古沢委員

もう少し胸を張っていただけるのかなと思ったのですが、案外そうでもないんですね。

そこで、多少分解をしてお尋ねしてみたいと思います。

平成17年度の調定分にかかわってですが、目的税の部分を除いて、普通税に関して二つ数値を答えていただきたいと思います。一つは普通税全体の直近3か年間の現年度調定分の収納率の推移、それからもう一つはそのうち固定資産税を除いた場合どうかという収納率の推移、どのようになっていますか。

( 財政 ) 納税課長

普通税の収納率の推移ということで、現年度課税分でございますと、全体として普通税でありますけれども、平成15年度は93.9パーセント、平成16年度が94.2パーセント、平成17年度は93.9パーセント、これが全体の現年度課税分です。これを固定資産税・都市計画税を除いた場合の現年度課税分で申しますと、平成15年度では97.3パーセント、平成16年度では97.8パーセント、平成17年度では97.8パーセントとなっております。

古沢委員

つまり3か年収納率の推移で見ても、大いに頑張っておられるのだなというふうには私は見るわけです。

そこで、問題は今二つに分けていただきましたから、固定資産税関係が普通税の収納率で言えば4ポイント弱、3.9ポイントほど押し下げるといふ要因になっています。3.9ポイントというふうには、これを実額で見ると、調定額の3.9ポイントを掛ければいいわけですから、5億2,000万円前後と。この数字が収納率を大きく押し下げの要因になっているということが言えると思います。

それで固定資産税の現年度調定分で過去3か年間の収入未済状況、滞納額の状況についてどのように推移しているか、実額でお答えください。

( 財政 ) 納税課長

固定資産税の現年度課税分についての収入未済ということでございますけれども、平成15年度では収入未済額6億4,600万円、ちょっと端数は切りますけれども、平成16年度では6億2,100万円、それから平成17年度では6億6,900万円が収入未済となっております。

古沢委員

大体6億円台ですが、実は収納率を大きく下げるといふのは、これは現年度調定で見た場合ですから、これが翌年度で言えば滞納繰越分に大きな影響を与えていくわけです。それがそのまま、場合によっては滞納で持ち越しになりますと、翌年度の決算で言えば、滞納繰越分の収納率を大きく下げる。現年度分、滞納繰越分と合わせて、総体の収納率を大きく下げる。つまり平成17年度決算で81パーセント台に大きく収納率が低下してきているという状況の最大の要因は、ここにあるというふうに見ることができると思うのですが、いかがですか。

( 財政 ) 税務長

確かに数字の例からいきますと、昨年度が82パーセント、今年度は81パーセント台ということで、先ほどの収入未済につきましてはほぼ同額で推移しているということで、実際には滞納繰越分の調定がふえているということからもそのとおりかと、そういうふうには思います。

古沢委員

毎回、固定資産税問題をお話しすれば、旧マイカル、OBCの問題を必ず私は取り上げるのですが、やはりその問題を避けては収納率の向上対策、方針が定まってくれないと思うのです。ここのところをぜひ避けないで、大いに取り組んでいただきたい。私は応援団を買って出ているわけですが、しかし毎年応援団を買って出ているわけにはいかないのです。この特殊要素と思われる最大の問題の解決に当たるという具体的な方針とその努力が示されなければ、結果として小樽市は全道の市の中で下から2番目あるいはこの状態でいけば、全道の市の中で最も収納率が悪い市だというふうな批判をされてもやむを得ないという状況になると思うので、この問題で若干触れたいと思います。

収納率低下の最大要因が、固定資産税に含まれているというふうに見るわけです。そうすると、例えば固定資産税は今年度の収納率は90パーセントちょっとです。他の税目から比べれば、7ポイント前後強落ちてきているわけです。先ほどお尋ねしたように、直近3か年間でも現年度調定分では、6億円台の収入未済を生み出しているわけですが、このうち仮に最大の要因だと思われるOBCの5億円が収入未済の中に含まれているのだとすれば、その分が収入になればどういふふうになるかというふうな仮に考えた場合に、固定資産税の収納率も97パーセント台後半に引き上がるわけです。他の普通税、他の税と同じように97パーセント台後半の収納率を維持することができる。税の場合は、これはいつもそうなのですが、ある税目の収納率が落ちるといことは、特別の要因を除けばほぼあり得ません。大体、全体の収納率にそれぞれの税目が沿うような形で収納率が出てくるわけですが、こういうふうに見た場合に、問題はこのOBCに対する徴収対策といえますか、これが最大の、収納率を上げていく上で大事なポイントだというふうには私に思うのです。

それで、これまでOBCに対して、既に市長はある機会、雑誌等を通じて2年間で10億円だというふうにお話もしておりましたから、こうした巨額の法外な滞納状態に対して、どのような整理方針を持って取り組んでこられたのか、その点について伺っておきます。

財政部長

今までも本会議等で市長からも答弁しておりますけれども、必要な措置は講じて、これは公にもなっておりますし、臆本等を見ればわかりますように、これは資産に対して私どもはしかるべき措置をとって差押えするものはしてきたということでございます。また、一般論で言いますと、そういうどなたに対してもやはり相手の事情もございいますから、こちらの思いどおりになかなかならない部分もございいますので、そういったいろいろな状況に応じて分納の約束をして、この年度には幾らというような形でやってきておりますので、したがって、この滞納の部分での大口のところについても、しかるべき約束をし、滞納分については一定程度徴収をし、寄与しているというような状況でございますし、過ぎたるは及ばざるがごとしで、あまりやってしまっただけでゼロにしてしまったり、また大変なことになるので、非常にこの辺が難しいところでございますので、相手の方々ともそういう件については十分話し合っ、そしてできるだけ確保していくという態度に我々としては変わりはありません。

古沢委員

参考までに伺っておきますが、市の場合は70万円以上をいわゆる高額滞納者として特別の対策をとっているようです。平成17年度決算の中で、この70万円以上の滞納者に対する措置状況、今答弁された納税交渉とか、それから差押えとか、こうした措置状況を件数でお示してください。

( 財政 ) 梅津主幹

70万円以上の滞納者の措置状況ですが、まず交渉中は9件、分納中が54件、差押え、参加差押えが34件、交付要求が6件、執行停止が22件、合計125件の措置を行っています。

古沢委員

昨年度お伺いしたのと、おおよそ数字的には変わりません。ただ、差押え、参加差押えの状況が、平成17年度で

言えば多少下がっているということが言えると思います。70万円以上の滞納状況で税目別にどのような滞納金額になっているのかもあわせてお示してください。

( 財政 ) 梅津主幹

税目別の滞納金額ですけれども、市道民税が7,439万6,000円、法人市民税が1,965万9,000円、固定資産税・都市計画税合わせてですけれども、これが19億3,849万4,000円、軽自動車税が13万1,000円、特別土地保有税が52万円、合計20億3,320万円というふうになっております。

古沢委員

ここでも、やはり高額分でも固定資産税・都市計画税がその大宗を占めるということが言えると思います。20億円のうち19億円、割合にして95パーセントを超える固定資産税・都市計画税です。これは昨年お尋ねした際に示していただいた金額から比べますと、2億8,000万円ほど増えています。当然、平成16年度に示していただいた固定資産税・都市計画税、約16億5,000万円という数字は、その後の納税交渉等で収入があったりします、動きますから。さらに、今年度の決算で言えば、17年度で新たに積み上がったもの、その結果が、19億3,000万円の固定資産税・都市計画税です。どうでしょう、17年度分として積み上がった分として、固定資産税でどれくらいあるかというのは概数でわかりますか。

( 財政 ) 納税課長

高額の部分での対応でございますけれども、具体的に言いますと、やはり平成17年度中に収入があったもの、新たに発生したものの、滞納金額についても過年度に充当したものの、いろいろ状況がございますので、新たに17年度に発生したということを出すのは難しいと考えてございます。

古沢委員

前年度比較で2億8,000万円ですから、これをかなり上回る積み増しがあったということは、明らかなわけですね。差押え、参加差押えの件数が落ちているということで気になりましたので伺いますが、O B Cには必要な措置を講じている。差押えの処分を入れているし、それによって一部納税効果も上がったということは、これまで明らかにされてきていることです。その差押え後、新たな滞納発生分について最低限参加差押えの措置等は講じているのですか。

( 財政 ) 納税課長

今のお話についてですけれども、差押えについては、登記簿に記載してあるとおり実施しておりまして、その後の経過については、参加差押えということでは講じておりません。

古沢委員

O B Cの場合は、差押えにしても参加差押えにしても、収入につながるという意味での実効性はないのです。税の方が優先する分はもう既に収入で取り込んでしまいましたから、1億数千万円。それ以後の分については、劣後しますから、実効性はないのです。しかし、参加差押えを入れるか入れないかというのは、後ほど伺おうと思っている不納欠損とのかかわりで、それなりの効果はあるわけです。そういう最低限の手続は、当然入れておいていただきたいと思いますが、問題は実効のある措置を検討されないか、されているかという問題なのですが、例えば具体的に言えば、新たな担保の徴収、その担保を徴収したことに基づいて、法律的に言えば換価猶予の措置を講じる。あるいは保証人を立ててもらって、それによって換価猶予の措置を講じる。こうした実効性のある措置は検討されていませんか。

( 財政 ) 税務長

今、差押え以外の措置ということのお話でしたが、私どもとしましては、先ほど財政部長からも答弁申し上げましたけれども、例えば極端な話、売上げを押さえてしまうとかという物の考え方は実際にはあるわけなのですが、そういう措置ということであれば、例えばですけれども、大変なことになってしまうという

ようなこともありまして、なかなか難しいということで、いろいろ検討はしておりますけれども、新たな措置は行っていないということです。

古沢委員

今、答弁された売上金、債権の差押え等は、直ちにダメージを与える措置ですよ。しかし、私が言ったのは、直ちにダメージを与える措置ではないのだけれども、将来的には納税を担保する、保全をしておくという、そういう方法をぜひ検討すべきではないかということでお話ししたのですが、そういう検討の用意はないのですか。

( 財政 ) 税務長

私の答弁の仕方が悪くて極端な言い方をしてしまって申しわけございませんけれども、今、古沢委員がおっしゃった方法については相手があるものですから、相手とも協議をしていくということで、進めてみたいとは思っております。

古沢委員

ぜひ、検討、そして進めてください。相手の方というのも大方は地元の人ですから、お会いできるでしょうし、大いに検討すべきだと思いますし、その相手の方々も社会的な責任といたしますか、市の財政問題にかかわって言えば、避けられない問題ですから。何もかもとってしまえというふうには私は言っているわけではない。そういう例えば確実な保証人として、それぞれ皆さんが十分な資力を擁しておられるような方々、そういった方々が納税保証人になれないだろうか。あるいは将来的には最悪の場合、やはり責任をとるということで、他の不動産等を提供するというような用意がないだろうか。これはこちらの働きかけ方だと思うのです。いよいよになれば、先ほど言ったように、債権差押えをやりましょう。そういったことはあり得るのですけれども、それ以前の対策・対応として、当然検討を進めていただきたいというふうに思います。

不納欠損について

それでは次に、午前中の秘密会でもちょっと話題になりました不納欠損にかかわってお尋ねしておきたいと思えます。不納欠損のうち、地方税法第15条関係と第18条関係に分かれていまして、第18条、いわゆる消滅時効に関係するものについてそれぞれの大きくりおよその様子がわかるように、生活困窮など理由が付記されておりました。実は、第18条というのは、税務現場にしてみれば、あまり自慢のできない不納欠損だと思うのです。要するに手を打ちきれなくて時間がたって勝負あったですから、5年間必要な手が打てなくて、結局債権放棄をせざるを得ないという中身ですから、これはできるだけ現場としては避けて、手のかかる仕事ですけれども、必要な調査等を十分行うということによって、第15条関係で措置を講じて、不納欠損というケースにできれば持っていきたいものだと思うのです。

それで、例えば生活困窮などで平成12年度、いわゆる5年時効完成分が件数的には多数を占めておりましたけれども、12年度の時効完成分消滅時効ということになっているのですが、その方々はそれ以降も税は発生していると思うのです。どのような扱いになっているのでしょうか。必要であれば処分停止でという措置を講ずる方が適切な措置だと思われるのですが、いかがですか。

( 財政 ) 納税課長

平成12年度の不納欠損については、確かに今回の消滅時効ということで5年間権利を行使しない。そういう流れが不納欠損になったわけでございますけれども、平成13年度以降についても、当然税金が発生するケースもあるかと思います。それで、私どもは単に漫然と5年間時効を待つだけではなく、落とすに当たっては、滞納者の財産を調査したり、それから交渉して相手の方の家庭の担税力といたしますか、税金を払う能力、そういうものを調べたりして、場合によっては委員の御指摘の執行停止、そういうことも考えながら並行して進めている状況であります。

古沢委員

消滅時効にかかわって、時効中断の措置等の問題については、また改めて議論していかなければいけないという

ふうには思っていますが、残念ながら、実は去年はそれまでの経緯の中で、この消滅時効にかかわる義務者数については、全体の割合が下がってきていたのです。大いに頑張っている表れだというふうに見たのですが、今回はそう単純にはいかないと思いました。割合がまたどんと上がってしまったのです。これは現場の努力だけでは言えない問題もたぶん含んでいるのだらうと思うのです。職員配置数の問題とか、さまざまな問題の中で結果として消滅時効の割合が上がったというふうになっていると思うのですが、しかしこの第18条消滅時効にかかわる件数の中でも、十分な調査等が行われれば、債権放棄に全部つながるということにならない場合もあるいは出てくるのではないだろうか。若しくは手がかかるとしても、しっかりと調査をした結果に基づいて、執行停止なり、そういう手続を踏んで不納欠損に至るといふ方向が、今後も引き続き頑張りたいといふふうに思うわけです。

実は、去年の議論の中で私、今年の決算特別委員会まで宿題にしたつもりで置いていた問題があります。駅前の第3ビルにかかわる問題ですが、あそこにジェイ・アイ・ビーという法人が国際ホテルの床面積を取得していました。御承知のように、これが一昨年栃木県の小山グランドパレスホテルというところに、裁判所によって特別売却によって所有権が移転すると。これを今年度どのような課税上の扱いをするのかという問題で、ぜひ検討しようではないかというふうに問いかけておいたわけですが、この点についてはどのように整理されていますか。

( 財政 ) 資産税課長

固定資産税の納税義務者についてのお話ですけれども、地方税法第343条第1項で、「固定資産税は固定資産の所有者に課する」ということで、その第2項ではいわゆる登記簿に登載されている者が所有者という扱いになっています。同じ第2項の後段では、いわゆる登記簿上の名義者でない者を課税する場合の事項が列挙されているのですけれども、それにつきまして、例えば登記されている法人が実際にその所在地にいないような場合、そういう場合に例えばそこで第2項で言うところの内容に該当するかということで、北海道にも照会したのですけれども、その結果は該当しないということで、あくまで登記簿上の名義人が納税義務者になるという回答になっております。

古沢委員

若干、解説を加えますが、これは今年の不納欠損にもかかわります。去年、議論したように、今年はやはり不納欠損で上がっております。去年、問題にしたのは、その法人は実態がないわけです。今まで課税すべき対象としていた法人の実態がない。しかし、競売手続を踏んで、特別売却の手続を踏んで、小山グランドパレスホテルが買受け代金も納付をして、そして民事執行法上で言えば、第79条だったと思いますけれども、買受け代金を納付したときをもって所有権が移転するというふうの規定しているわけです。こうしたケースの場合に、これまで課税の相手方であった法人が実態的にその所在が不明だと、存在が不明だというようなときに、今年度も引き続きその法人を対象にして課税をするのかという問題提起をしたわけです。今、そのお答えですが、それでは地方税法第343条第4項で、その他の事由によって不明だという場合は、実際に使用する者、実際に所有権を有する者に課税しても構わないというふうな規定だと私は思ったのですが、なぜ違うのですか。なぜ、そこに該当できないのですか。

( 財政 ) 資産税課長

地方税法第343条第4項では、「固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして」ということになっておりますけれども、法人が登記上存在するのであるけれども、所在不明の場合については、この事由には該当しないという、そういう北海道の回答になっています。

古沢委員

ちょっと違う。どういう場合を消滅と見るかというのは、第2項との関係で今、かかわって答えていただいたような感じがするのですが、そもそも第4項で言えば、「その他の事由によって」というふうになっておまして、必ずしも風水害など、そうした不可抗力的なものというふうに限っているという規定ではないと思うのです。同時に、平成16年度分までの税については、地方税法第15条の7第1項第1号、既に処分停止してその時点では即時消

減をかけていたケースですね、違いましたか。

( 財政 ) 納税課長

今の件については、昨年度滞納処分の執行停止の即時消滅、地方税法第15条の7第5項の規定によって、要するにその会社自体が存続しないということで即時消滅をさせております。

古沢委員

だから、おかしいというふうに問題提起をしたのです。そのとおり今年またなつたではないですか。課税はしたけれども、地方税法第15条の7第5項で会社は事実上存在しない。再開の見込みがないということで即時消滅、1,700万円。ただ捨ててしまったのではないですか、わかりやすく言えば、小山グランドパレスホテルに地方税法第343条第4項の規定を発動して税を課税することができれば、いかようにもそういう納税の手段を講ずることは可能だったと思うのですが、これは北海道の見解が示されているということで、一步も進まないのですか。

( 財政 ) 資産税課長

第4項の「その他の事由」という部分ですけれども、このつくりとしましては、「その他の事由」、前段で出てくる「震災、風水害、火災」、これが例示として出てくるのですけれども、いわゆる不可抗力による事由ということで、単に所在不明という場合がそれには該当しないという見解です。

古沢委員

いや、おかしいですよ。税のつくりで言えば、減免要件なんかではそれぞれ列挙していたりして、その他の事由という場合は風水害とか、倒産とか、それに類するその他の事由というふうに読んでいますか。その他の事由というのはその他の事由なのです。だから、全くおかしいと思うのです。一方では、処分停止ではこの法人は事実上存在しない。とことん調べたけれども、事実上存在しない。所在不明だ、存在しない。以後再開の見込みは全くないというふうに行政庁が意思決定をして、債権放棄をしているケースですよ。そこにまたかけて、そしてまた同じ行為をすることになるぞという。それよりも実質的な所有者を課税対象として固定資産税を課税して、そして徴収措置を講じるということの道を選ぼうということが、なぜできないのか。これはもう既に決着がついてしまった話ですから、どうしようもないのですけれども、今後の問題としては起こり得ることではないでしょうか。そういう頑張りが、事実上収納率を向上させていくことにつながってくるのだと思うのです。何度も言いますけれども、一方では市長はこの法人は事実上ないのだと、再開の見込みが全くないのだと言って、債権放棄をしている。ところが一方では、その法人に対して、民事執行法第79条で言えば、所有権は小山グランドパレスホテルに移ったと、別段の定め、他の法律でそういうふうに規定がある事実上の所有者に対して課税しない。実態のない法人に対して課税をするということは、これはおかしいと思いませんか。1,700万円ですよ。

( 財政 ) 税務長

先ほど資産税課長の方からも答弁させていただいておりますけれども、昨年の決算特別委員会のときに私の方から申し上げたとおりでありますけれども、地方税法第343条第4項の「その他の事由によって不明」ということについてですけれども、古沢委員がおっしゃいましたけれども、実際に法人の実態がない、わからないというような中で、これは私も昨年の決算特別委員会の後に照会したところの中で、やはり実際に所有者について、要するに先ほどから申し上げていますように、不動産取得税の場合については、確かに取得した者というふうには解されるわけですけれども、固定資産税においても、さらにその中で実際に現所有者課税というような形でできるというものについては、固定資産税について使用収益を開始しているということによって、所有者に対して課税できるという現所有者課税の考え方もございますので、平成17年度の課税の際には、もとの法人につきましては、実際にはどうなっているのか、不明の状況ということで、あの課税をしたということになってございます。また、今後につきましては、同じようなことがあり得るということかもしれませんけれども、その場合にも法に照らし合わせた形で課税をしていきたいと、こういうふうに考えております。



古沢委員

台帳課税主義というのは、つまり課税上、今おっしゃったように、真実の所有者を決めなければならないということになれば、その事務は大変煩雑、複雑だということから、登記簿に基づき、それから課税台帳に基づき、かけていいのだという考え方。もう一つは、実態的な所有者を確定、決定させるということになれば、当然そこには多くの場合、民事上、司法上の権利確定の問題が横たわっていて、場合によっては長期にわたる、それらの例えば確定する場合というような問題もあって、これは台帳課税主義でいくのだというふうに言っていますよね。けれども、私が言ったようなケースの場合は、明らかに司法上も決着がついているし、明らかに真実の所有者が定まっている。こういうケースであっても、言ってみれば、風水害等の天災、これらに類する理由によって所在が不明だという以外は、課税しなければいけないというふうに考えるというのは、とても理解できないですね。こういう取組の一つ一つの積み上げが、やはり全体として先ほどの O B C の問題にしても、このケースにしても、一人一人市民の納税者の側からすれば、けた違いの税額ですから、数千万円、この法人についていえば、トータルで言えば、結局 1 億数千万円の債権放棄です。そういうようなことが納得いくはずがないと思うのです。単に方法がなくて債権放棄というか不納欠損せざるを得ないという、これはあり得ますよ。けれども、挑戦すれば、そういう方法に道が開かれるのではないかということ挑戦できない、しないというのが、市民の果たして納得を得ることができるのかどうか。やはり頑張っていかなければいけないのではないかと思うのですが、最後に参考までに、これも宿題にしておきたいと思います。古い判例ですけれども、ですから法律も古い法律です。競売法第 2 条第 1 項にいう競落、競売によって落札、競落とは、競売許可決定をいい、競落人はその決定があったときから競落した建物について家屋税の納税義務を負う、こういう判例がありますので、これらも参考にして先ほどいただいた答弁、再度検討を加えていただきたいということを加えて、私の質問は終わります。

財政部長

いろいろ昨年来の議論で、私どもの方も調べることは調べて、今回のケースのような形、具体的に北海道にも話をして、そして私どものとった措置についていかがかというような問い合わせをした結果、先ほど資産税課長なりが答弁したことが北海道からも寄せられたわけでございますけれども、いずれにしても、今、委員から新たな法での解釈上の問題といたしますが、この点に照らしてどうかということがございましたので、来年の決算までには調べたいと思います。

菊地委員

おたる自然の村パークゴルフ場について

では、事務執行状況説明書の中から何点かお伺いしたいのですが、おたる自然の村の利用状況、パークゴルフ場の利用状況に限って伺います。

年々利用者が減ってきているようなのですけれども、平成 15 年度、16 年度、17 年度の 3 年間の利用人数の推移は今わかりますか。

( 経済 ) 農政課長

おたる自然の村パークゴルフ場の利用者ということでございますけれども、申しわけないですけれども、平成 15 年度の数字は持ってございませんので、16 年度、17 年度の数字で答えさせていただきます。

平成 16 年度のパークゴルフ場利用者数は 9,683 名、17 年度の利用者につきましては 6,184 名となっております。

菊地委員

平成 15 年度には 1 万人をちょっと超えていたと思うので、平成 15 年度のおよそ半分になっていると思うのですが、その大きな要因については、どのように分析されていますか。

( 経済 ) 農政課長

利用者の減の理由ということでございますけれども、後志支庁管内においても、新しいパークゴルフ場がたくさんできてきている。そういう利用者が新しい施設を利用してみたいということで移られた部分。それから、平成15年度と比べても半分ぐらいになっているのではないかとということなのですけれども、16年度と17年度の比較で申し上げますと、17年度の利用開始日が大雪で雪解けが遅くて、オープンが遅れたということ。これで1,456名ほど前年度と比べて減っております。それから、7月、8月に暑い日が続きましたので、この二月で1,404名の利用者減がございますので、大きくはオープンが遅れたこと、それから7月、8月の高温が響いたのではないかとというふうに考えてございます。

菊地委員

今、開始日が遅れたのと、暑い日は敬遠されたというお話でしたけれども、4月の使用料の改正も要因の一つとしては無視できないのではないかとこのように思っています。それで、利用料改定に見合っ、ここを利用する人たちにとってはサービスの向上を期待する向きもあったようなのですが、パークゴルフ愛好者の方々から、おたる自然の村のパークゴルフ場の特に芝の問題らしいのですけれども、あそこを何とかしてくれないかということ、年に何度も要望されるのですが、こういった芝の管理についてはどのようになっているのでしょうか。

( 経済 ) 農政課長

芝の管理でございますけれども、芝の状態が非常に悪いところにつきましては、部分的な張り替えを行ったり、あとコアリングといいまして、芝の根切り、それから空気が通るように小さな穴をあける、そういうコアリングをやったり、それからあとは芝が枯れないように散水をまめにするとか、そのような状況で管理してございます。

菊地委員

成田委員が、今年は最高の芝の状況だということにおっしゃっていますから、大分改善された向きがあるかと思えます。あちこちに利用しやすいパークゴルフ場ができて、天狗山というか、ただ自然の村もやはり高齢者の方々にとってはあそこは無料バスも走っていますし、ぜひ今後とも利用する方にとって、よりよく快適に利用していただけるような管理の方法について持続していただきたいというふうに思っています。

若年者の家賃補助制度について

次に、若年者の定住促進の家賃補助制度についてお伺いしたいのですが、平成18年度は休止というふうな考え方になってございますけれども、平成17年度の利用状況を見ますと、この制度が始まって以来の件数としては決して悪くない利用状況だったのではないかと思うのですが、その結果について休止せざるを得なかったことと関連して、どのように評価されているのか、お伺いしたいと思います。

( 建設 ) 建築住宅課長

若年者の家賃補助でございますが、平成14年度から始めまして、17年度まで4年間で97世帯に交付し、そのうち市外からの転入が76世帯あったということで、まちなか居住施策としましては、一定程度の利用があったということでは考えてございます。その中で、制度の継続に向けまして、事業成果等を検証する中で、16年度に3か年分の利用者の方々にアンケート調査を行ったところ、この制度の有無に関係なく小樽に転入してこられたという方が約75パーセント、4名中3名の方が仕事の関係とか、いろいろな事情で小樽に住むことになって、たまたまこの制度があったから申し込んだという結果がありました。それと、17年度、昨年につきましても、利用された方に聞き取りをしましたら、家賃補助の制度があるから来たという方は約12パーセントということで、確かにある一定の利用は見込まれたのですけれども、費用対効果を考えますと、ちょっと休止をして検討するというところで現在考えております。

菊地委員

中止ではなくて休止ということですから、復活はあり得るのかなというふうに思っているのですけれども、人口

対策との関連では、こういった方向で話し合われているのかについてお伺いします。

( 総務 ) 企画政策室長

今、担当課の方からもありましたとおり、実は昨年11月から庁内に人口対策会議を立ち上げまして、その他には子育て支援あるいは定住促進、雇用促進、さまざまな面からの検討をしていこうということで、この間、今年も含めまして8回ほど会議を開いて、いろいろな角度から検討しております。そういった中で、この若年者の家賃補助についても、効果がないということではなくて、一定の財源がかかっているわけですから、簡単に言うと、これくらいのお金をかけるのにこの制度がいいのか、他により制度があるのか、そういったことも含めて検討するという位置づけになっております。実は全国各地の市でいろいろな人口対策というのがとられておりまして、そういったところの状況なんかも調べながら検討しているところであります。その意味では、今後新年度あるいは一定程度中期的な部分も含めて、全体的な人口対策の中でこの課題も含めて方向性を出していきたいというふうに思っております。

菊地委員

以前と同じ形で復活することではないというふうに、今お答えいただいて考えたのですけれども、夫婦とも市外から転入する場合の対象だけではなくて、結婚して小樽に住むようになったとかという場合の、どちらか1人が小樽に転入することになったということも対象に含めてということの考え方も、今後どうなるかわからない中で、若干考慮していただく方向で話し合っていたいただきたいという要望を述べて終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

-----  
小前委員

国民健康保険料の収納関係について

まず、市民部にお伺いします。

平成17年度の国民健康保険料の未納額について伺いたいと思います。平成16年度の国保料の収納率は退職分で98パーセント、一般分で91.7パーセントとなっていますけれども、平成17年度の収納率は何パーセントになりますか。

( 市民 ) 渡邊主幹

平成17年度の現年度分の収納率ということで、退職分が98.33パーセント、一般分が92.53パーセントとなっております。

小前委員

では、退職分で1.67パーセント、一般分で7.47パーセントの未納額は、金額に直しますと、幾らになりますか。

( 市民 ) 渡邊主幹

未納分を金額に直しますと、退職分が1,955万984円、一般分が2億3,456万2,050円となっております。

小前委員

結構な金額で、合計しますと2億5,000万円を越す金額になるのですね。この未納額の時効は何年でしょうか。

( 市民 ) 渡邊主幹

国保料の場合の消滅時効は、国民健康保険法第110条第1項により2年ということになっております。

小前委員

2年しかないので大変だと思いますけれども、徴収に当たっている職員の人数は何人ですか。

( 市民 ) 渡邊主幹

国保料の収納を担当している職員数ということですが、主幹1名、収納係が係長を含めて9名、そのほかに嘱託職員が特別徴収員14名、早期納付督促員3名、事務補助2名、合計で29名というふうになっております。

小前委員

29名もいるのですね。では、徴収方法はどのようにしていますか。

( 市民 ) 渡邊主幹

徴収方法ということですが、収納係の仕事としましては、納期限が過ぎましたら、まず督促状を郵送しております。その後、日中あるいは夜間に電話催告あるいは自宅訪問などを行いまして、納付督促を行うような形にしております。

小前委員

先ほどの市税と同じようなやり方をしていますよね。それらの説得にも応じない人はどうなりますか。

( 市民 ) 渡邊主幹

保険料の納付に応じないといいますが、納付相談その他いろいろやっているわけですが、主に納付額によりまして、納付額が少ない場合は保険証の有効期間が通常より短い3か月あるいは6か月の短期証というもの、あるいは医療機関の窓口で全額の10割を納めなければならない資格証明書を交付するような取扱いとなっております。

小前委員

では、平成17年度資格証明書の交付件数は何件ありましたか。

( 市民 ) 渡邊主幹

平成17年度の資格証明書の交付件数ですが、462件となっております。

小前委員

上下水道使用料の収納関係について

次に、水道局にお伺いします。

平成17年度の水道料金と下水道使用料の滞納額と収納率についてお伺いします。

( 水道 ) 料金課長

平成17年度における滞納額ですが、3月調定分の納期が年度を超えることから、5月末で見ますと、水道料金につきましては、現年度と過年度分を合わせまして約2億8,570万円、収納率で91.8パーセント、下水道使用料につきましては、同じく現年度と過年度分を合わせまして約2億554万2,000円、収納率で92.2パーセントになってございます。

小前委員

こちらも時効は何年でしょうか。

( 水道 ) 料金課長

従来、水道料金と下水道使用料につきましては、両方とも時効は5年でしたが、水道料金の時効につきましては、平成15年10月、最高裁判所において水道の料金債権に民法に定める2年の消滅時効が適用されることとした判断が示されました。また、総務省からも平成16年11月に従来の考え方を変更し、消滅時効の期間は2年であると解すべきであるとの通知がありました。水道局におきましては、他都市の動向などを見ながら、どのような形で債権の処理を行うべきか検討し、平成17年度決算から総務省の通知どおり2年の時効として処理してございます。

小前委員

では、収納に当たっている職員の数は何人ですか。

( 水道 ) 田中主幹

収納に携わっている職員の数でございますけれども、課長以下職員6名、嘱託、臨時職員4名の10名で行っております。また、一部滞納にかかわる徴収事務を委託により行っております。

小前委員

先ほどと同じように、どういう手続で収納に当たっているのでしょうか。

( 水道 ) 田中主幹

収納手続でありますけれども、納入通知書による納期限を過ぎたものにつきましては、督促状の送付及びその督促状で納めていただけない方につきましては、委託者による訪問催促の徴収及び水道局職員の電話催告、訪問催告によって納入催促は行っております。この間に病気療養、失業等により一度に滞納額を納めていただけない方につきましては、分納誓約書の提出をいただいております。このような手続を行っても、なお納付の履行をしていただけない方につきましては、やむを得ず給水停止の措置を行っております。

小前委員

では、平成17年度の給水停止になった件数は何件ありますか。

( 水道 ) 田中主幹

平成17年度に執行した給水停止の件数は、915件となっております。給水停止をすることにより、ほとんどの件数が納付、分納誓約書の提出等をいただいておりますので、滞納整理には給水停止はやむを得ない措置と考えております。

小前委員

小樽病院内の清掃等について

では、今度は病院についてお尋ねしたいと思います。

私、10日ほど前に小樽病院に行って6階まで上がって、だんだんおりてきたのですが、物すごく病院がきれいになっているのに感心しました。その翌日に北海道新聞に市長が良性のポリープが出て1日入院されるということが出ておまして、市長が入院するので急きょきれいになったのでしょうか。

( 樽病 ) 総務課長

小樽病院は、建物は古いのですが、壁の手入れとか塗装とかを工夫してやっております、特に市長の件とは関係なく、通常の手入れ、補修をやっているという状態です。

小前委員

安心いたしました。院長がかわるとこんなにきれいになるのかと思って、何だかまだもう少し今の状態で使えるようなふうに見てまいりました。次の質問をいたします。

治療費の未納徴収関係について

平成17年度末の治療費の未納額は幾らになりますか。

( 樽病 ) 医事課長

平成17年度末で小樽病院で約7,300万円、第二病院で5,700万円、合計で約1億3,100万円でございます。

小前委員

それは累積ですよ。平成17年度は幾らですか。

( 樽病 ) 医事課長

平成17年度は小樽病院が1,590万円、第二病院が1,100万円でございます。

小前委員

回収方法はどのようにしていますか。

( 樽病 ) 医事課長

回収方法につきましては、まず電話、また文書による督促をしております、その中で直接支払に來られないという方につきましては、シルバー人材センターに収納の業務を委託しております、定期的に集金していただいているという方法をとっております。

小前委員

実は私、梅ヶ枝町の病院に行きましたときに、病院の事務長みずからが未納金の回収に当たっているという場面に出会いましたけれども、どうして小樽はこの約 1 億 3,000 万円の未納額をシルバー人材センターの方 1 人にお願いしているのでしょうか。

( 樽病 ) 医事課長

これは収納といえますか、病院の係の者がそういう交渉をしまして、直接自分で払うという方については切符を再発行して、そういうことで振り込んでいただいたりしているのですけれども、直接お年寄りとか集金していただけないかという方についてのみ、シルバー人材センターの方に収納委託をしているのであって、決してこの方に全部を回収していただくというようなことではございません。

小前委員

それでは、この約 1 億 3,000 万円のうち、市内と市外の件数はどれくらいになっているのですか。

( 樽病 ) 医事課長

粗々なのですけれども、25パーセントぐらいが市外で、残りが市内という件数になっております。

小前委員

内訳として非常に分べん代が未納となっている割合が高いというふうに聞いておりますけれども、分べん代は幾らぐらいになっているのでしょうか。

( 樽病 ) 医事課長

このうちの 1,370 万円ほどが分べん費として未納となっております。

小前委員

時効は何年ですか。

( 樽病 ) 医事課長

病院の医療費につきましては、今までは消滅時効は 5 年であったのですけれども、これも最高裁の判決が平成 17 年 11 月だったと思いますけれども、医療費につきましては民間も公立も同じであるという観点から、民法の 3 年が適用されて、現在、時効は 3 年でございます。

小前委員

どうぞ時間切れにならないように、回収に取り組んでいただきますようお願いいたします。

病院の委託料について

次に、委託料についてお伺いします。

決算書を見ますと、委託料は 4 億 4,000 万円ぐらいなののですけれども、その中身について主なものを教えていただきたいと思います。

( 樽病 ) 総務課長

病院の決算の委託料の主なものなのですけれども、大きくは病院給食業務、それと維持関係業務、清掃の業務委託などであります。

小前委員

前にいただいた資料で病院給食が 1 億 3,350 万円というふうに委託料はなっていますけれども、間違いありませんね。

( 樽病 ) 総務課長

1 億 3,350 万円で、そのとおりでございます。

小前委員

では、委託になって幾ら節約になったのでしょうか。

( 樽病 ) 医事課長

給食業務を民間に委託いたしまして、平成17年度直営でやっていたときと比較いたしますと、病院事業会計といたしましては 1 億50万円ほど節約になっています。

小前委員

結構な金額です。第二病院は来春に計画が出ると思いますけれども、第二病院も今幾らぐらい節約になりそうか、数字は出ていませんか。

( 二病 ) 事務局次長

今年 4 月からの実績を基に直営を継続していった場合と比較しまして、年間8,000万円ほど経費の削減ができるものと見込んでおります。

小前委員

両方入れれば2億円近いですものね。素晴らしいですね。先ほど維持事務というのがありましたけれども、この維持事務は委託料1億円と聞いていますけれども、維持事務費という1億円の中身は何でしょうか。

( 樽病 ) 医事課長

これにつきましては、人件費でございまして、この業務内容といたしましては、レセプトの作成業務、点検、それから窓口業務、総合案内業務、そのほかに各外来の受付、一般的にクラーク業務といたしますけれども、そのほかに相談業務、これらに充てた人件費相当額でございます。

小前委員

病院のベッドの稼働率、7対1看護について

では、次、ベッドの稼働率についてお伺いします。感染症を抜いたベッド稼働率が、60.5パーセントで感染症を入ると60.3パーセントという稼働率になっておりますけれども、この稼働率で看護師を7対1にするというのは、看護師をこれからも増やす予定でいるのでしょうか。

( 二病 ) 事務局次長

これにつきましては、まず入院基本料と看護師の配置の関係を説明させていただきたいと思えます。そもそも患者が入院した場合、基本的に1日幾らという入院基本料というものをいただくわけなのですが、今年の診療報酬改定で入院基本料そのものを取れる条件といたしまして、看護師の月平均夜勤時間数が72時間以内でなければならなくなりました。これをクリアできない場合は、入院基本料そのものを取ることができなくなります。しかし、その代替として、特別に一定の低い金額を取ってよいとさせていただきます。この場合、入院の収入に大きな差ができて、現在の第二病院、それから小樽病院のランクであります一般病棟、7対1入院基本料、精神病棟15対1入院基本料を取れる場合と、これがまるっきり取れない場合とを比較しますと、年間で第二病院の場合約5億2,000万円、小樽病院の場合約8億9,000万円、両病院を合わせますと約14億円もの収入差が出ます。この数字は、平成17年度の決算ベースで入院収益全体の約4分の1にも相当する額であります。ですから、まずは何としましても、この月平均夜勤時間数72時間以内という条件を、安定的にクリアする看護師数を確保しなければなりません。

次に、同じ入院基本料でも入院患者数に対する看護師の配置数や入院患者の平均在院日数などによってランクが分かれておまして、一般病棟で見ますと、最高ランクの7対1入院基本料とワンランク下の10対1入院基本料とでは、年間の収入差が第二病院の場合で約1億円、小樽病院の場合で約2億3,000万円、両病院を合わせますと、約3億3,000万円にもなります。増員する看護師の人件費を考えましても、はるかに収入の方が大きくなることから、ランクの高いこの7対1入院基本料を算定できるようにするものであります。とは申しましても、病床利用率が低い状況を考慮いたしまして、できる限り効率のよい配置を考えなければなりませんので、病棟の統合、休棟により出てきます余剰人員をこれに充て、増員をできるだけ少ない数にしようと努力しているところであります。ちなみに、この7対1入院基本料につきましては、第二病院は6月から算定しておりますし、小樽病院は10月から算定され

ますが、9月15日現在における北海道医療新聞の調査によりますと、道内の公立病院ではほかに一病院あるだけであります。

小前委員

今の金額を聞いてびっくりしたのですけれども、小樽病院は看護師260人で稼働率は55.8ですよね。それで、第二病院は看護師が138人で稼働率が67.7だから、第二病院は7対1看護もわからなくもないと思いましたけれども、小樽病院の方は260人もいて稼働率55.8で7対1看護をするのかと思いましたけれども、その方がずっともうかるということはわかりました。

病院の交付税措置額について

次に、交付税措置額についてお伺いします。

平成17年度7億3,159万円の交付税が来ておりますけれども、890床分に今この金額が来ていますよね。この7億3,000万円という交付金は、いつまで国から来るのでしょうか。

( 財政 ) 財政課長

平成17年度の病院の関係の交付税措置額につきましては、小前委員の方からあったとおり7億3,000万円程度ですが、交付税につきましては、今、890床で普通交付税の方が換算されておりますが、原則普通交付税で見られている病床数というのは、2年前の決算統計の3月末の数字ということになりますので、今年度も一部病床数が減っているわけですが、来年の交付税につきましても、2年前の3月31日になりますので、現在の890床で算定される予定でございます。あと、特別交付税の方になりますと、あくまでも特別交付税の性格からいいますと、かかった経費に対する措置ということもございまして、特別交付税の方では直近の3月31日現在、17年度の決算で言いますと、17年3月31日、年度でいきますと16年度末の数字で特別交付税の方は算定されております。

小前委員

この交付税の中身を見ますと、病床数が890床分で1床当たり51万9,000円出ていて、特別交付金としてまた出ているのですけれども、この中にもうなくなりました小児医療について25床分で合計2,000万円出ていて、病床分と合わせると小児に3,380万円交付税が出ているのですけれども、これもずっと出ていくのですか。

( 財政 ) 財政課長

今、御質問がありました特別交付税の小児医療分ということで、これにつきましては今小前委員からあったように病床数で算定されているわけですが、これにつきましても平成17年度の特別交付税であれば、17年3月31日現在で確保されております小児医療に係る病床数で算定されております。今後の特別交付税につきましては、この制度が変わるということは聞いておりませんが、当該基準日現在における病床数がなくなれば、この算定というものがなくなるということになります。

小前委員

平成17年度の一般財源から13億700万円出ていて、さらに1億3,600万円の赤字が出ているのです。こんなので、7億3,000万円も交付税をいただいているわけですから、一般財源からの投入額を減らす工夫をする必要があると思うのですけれども、それについていかがお考えでしょうか。

( 樽病 ) 総務課長

一般会計からの繰入金を何とか減らせないかということですが、これにつきましては病院事業の方でいろいろ毎年経費の節減や収益の増を図る努力をしております。例えば平成17年度でいきますと、樽病で先ほど質問がありましたけれども、給食の民間委託、それだとか人件費の関係も独自削減などを行っております。しかしながら、17年度でいきますと、医師の数が16年度に比べまして9名ほど減っております。医師1人が平均で年間2億円ほど収益を上げるということで、医師の減が非常に響いております、経費を削減しても収益の減が上回ったということで、残念ながら1億3,000万円ほどの収支が悪くなっておりますが、引き続き経営改善には努力してまいりたいというふ



うに考えております。

小前委員

交付税というのは住民のために入ってくるお金だと思いますので、それならその交付金を無駄にしないために、市立病院というのは義務と責任があると私は思います。高齢化社会をこれからどんどん迎えていって、市税額が目減りするような予測ができるわけですから、治療費の未払金の回収も含めて、一般財源の投入を少なくするように努力をしていただきたいと思いますので、いかがお考えでしょうか。

( 樽病 ) 事務局長

今、課長が答弁をさせていただきましたけれども、委員がおっしゃいますように、私どももいたしましても、あらゆる経営努力の中で、すべて目標はこの交付税措置額の中で繰入金を抑えたいというのが願望ではございますけれども、いかんせんここ数年、先ほど課長からも言いましたように、医師の確保というのは非常に難しくなってきました。これが一つ大きなここ数年の原因であります。しかし、歳出の方はやはり先ほどの委託等節減に努めてきておりますし、これからもさらに、より経営改善に努めていく必要があるというふうに考えております。

成田委員

学校給食での地産地消について

学校給食の方でお伺いします。

今、北海道で地産地消の推進を図られていると思います。その中で、学校給食で地産地消でどう対応していつているのか、その辺をお伺いしたいと思います。道産品を使っている状況と、それから小樽市内の給食に対する消費、子供たちに与える材料として使っていると思うのですが、どの程度あるのか、お伺いしたいと思います。

( 教育 ) 学校給食課長

学校給食に使います食材を地産地消の観点からどのようにしているのかというような御質問かと思えます。給食の中身といいますと、主食といいますか、パンとか御飯とかがあります。それから、おかずがあります。現在、御飯は後志産の米が100パーセントです。それからパンですが、これは現在、外国産小麦が100パーセントです。長い間、保護者から北海道産の小麦を使っただけないかということの要望が続いてきたわけですけれども、道内で生産される小麦が必ずしもパンに向いていないということで、その量の確保が難しい状況がずっと続いておりました。今年になりまして、北海道教育委員会とか農協とか、そういうところで学校給食に道産小麦を使えないかというようなこと、量の確保について話し合ってきて、これが来年度から全道の小中学校の給食にパンを提供する量を確保することのめどがついたということで、道産小麦100パーセントの粉を提供したいということで新聞にも出ておりましたが、小樽市についてもそのように話が来ております。若干、外国産の小麦に比べますと価格が張りますが、安全・安心という意味から、決して外国産が危ないのかという話ではありませんけれども、安全・安心の確保、それから地元の物を使うということで、大変喜ばしいことだというふうに思っています。

それから、おかずの関係でございます。野菜とか、そういうものについては、これもできるだけ、できれば小樽から、それでだめなら後志から、だめなら道内、最低でも国産というようなことで、そういう姿勢で業者の方に納入をお願いしております。野菜につきましては、現在78パーセント程度が道内のものを使っております。ほかに、加工品等もございまして、なかなか加工品の原材料まで追跡ができませんけれども、可能な限りそういう地元の物を使った物を納入していただきたいということでの発注に心がけているところです。

それから、地元の物をぜひ使ったらどうかというようなことでの御意見でして、一定の量も確保しなければならぬ。それから、小樽らしいというものもありまして、以前新聞に出ておりました、小樽前浜でのホッケのすり身を使ったものというのが出ておりましたので、これ一度は学校の給食に提供させていただきまして、大変おいしか

ったというような反応をいただいております。今後もそのようにしたいと思います。

成田委員

今、すり身の話が出たのですけれども、そこまで話をされると思わなかった。そのすり身というのは、やはり小樽ブランドとして全道に発信できるような、小樽でも学校給食では地元でそのようなすり身をつくっていると。道教委も通してそれをPRできるような、そして全道で小樽の産品が、小樽ブランドとして流れていく、利用してやった方がいいと思いますけれども、この辺の考え方というのはありますか。

(教育)学校給食課長

小樽ブランドうんぬんということを使う立場にありませんが、まず地元でとれた物を食べていただく。食べてもらったものがおいしくて残らない。それらが子供たちの声を通して親に広がっていく。家庭でも使われるということができれば、非常に嬉しいことだというふうに思っておりますので、そういう材料があれば、できるだけ学校の給食のメニューに取り組み工夫をしていきたいと、このように思います。

成田委員

ぜひ、小樽の一品の一つになるように努力してほしいと思います。

それと、今、小麦の話が出て、100パーセント来年度から小樽のパン食の中で使われるということですが、割合として米食とパン食と、それからめん食というのはないのですか。めん食というものはどうなのですか。

(教育)学校給食課長

主食の方の話ですが、今は御飯が週に2回、パンが週に2回半、めんが半、半というのは実はめんの中には小型のパンと一緒に出ておりますので、合わせて5回、こういう割合になっております。

成田委員

これだけ主食の中で大量に使われているパンが道産品を使うことによって、先ほど学校給食課長の方から言われた安全・安心、これが一番大事だと思うのです。そして、まして道内でつくられている小麦を、これを使うことがやはり同じ北海道でつくられている、これを使うことによって、小樽の産品と北海道の産品が発展していく、そういうものにつながっていくと思いますので、ぜひ推進していただきたいと思います。

それともう一つ聞きたいのですけれども、小麦はいいのですけれども、大豆はどのような状態になっているのでしょうか。大豆の加工品に力を入れているのかなど。豆腐とか揚げとか、そのおかげの部分でこの辺もやはり北海道産というのは生かされるべきではないか。北海道ではどのような状況になっているのでしょうか。他都市でもこの大豆のことについては、いろいろ動きがあるようにも聞いていますけれども。

(教育)学校給食課長

大豆そのものをそのままの形で食材として提供するという事は、ほとんどメニューの中に出てきておりません。加工品として調味料等あるいは豆腐とかということで出されることがあります。豆腐のものでは遺伝子組みかえ食品を使っていないことというような指定での発注をしておりますが、道産大豆を使った豆腐というような形での発注は、現在のところ業者をお願いしている経過はございません。

成田委員

札幌市教育委員会では、道産品の大豆を使った豆腐をつくってくださいと、そのようにして推進しているのです。小樽市教育委員会もそういう形で道産品の大豆を利用した豆腐とか揚げとか、そういうものを使用することによって、また北海道の産品が伸びていく、そのような形が考えられると思うのですけれども、そのようなことは考えられませんか、どうでしょうか。

(教育)学校給食課長

豆腐の業者の方にこのような御意見が出ておりましたということで、そのような製品が納入していただけるのか、加工賃というか、納品の価格はどのようになっているのかということで、一度相談してみたいと思います。

成田委員

よく学校給食で冷凍食品を使っている業者が多いように聞いているのですけれども、それを少しずつ改善していく考え方も必要でないかと思うのです。これはやはり子供は家庭での食事、そして学校での食事、区別しながら生活環境を変えていかなければならない、そういう状況の中にあると思うのです。その中でやはり学校に行っても自宅に帰っても冷凍食品を食べさせているようでは、子供の食生活というのは乱れてきます。その中で、やはり学校は学校なりにきちんとした食事をとらせるような方法を考えるようにしていただきたいと思いますがどうでしょうか。

( 教育 ) 学校給食課長

冷凍食品がいいのか悪いのかという話ではないのですが、できるだけ手間がかかったり愛情が感じられるような、家庭よりおいしいとは言われなくてもいいのですが、家庭は家庭でおいしく学校は学校でおいしい給食ができるよう、メニュー等でなかなか難しいとは思いますが、栄養士とも相談しまして、そういうメニューができればいいと思いますので、そのように伝えて検討し、工夫するようにしてみたいと思います。

成田委員

ぜひ、道産品を使って、また地元の商品を使って、小樽の発展にも道内の発展にも結びつくような、小樽ブランドとなるようなすり身加工品などを表に出して、そして学校給食に提供してほしいと思います。ぜひお願いいたします。

佐々木( 茂 ) 委員

まず、事務執行説明書の中にかいつまんで質問をいたします。

行政評価システムについて

行政評価システム、いわゆるシステム構築のための調査検討というのがありますが、これはどのような形で進めているのですか。

( 総務 ) 企画政策室長

若干経過から申しますと、小樽市は平成12年度と14年度にそれぞれ事務事業評価と施策評価を実施してきた経過がございました。そして、一定程度の予算編成への反映なり成果はあったわけですが、一方では単発的に終わった側面、あるいは判断資料といえますか、そういった部分が明確でなかったという部分もございまして、実は今新しい総合計画の作成とあわせまして、事務事業それから施策・政策評価までのこういった政策評価といったものは可能なかどうか、そういった部分を庁内でいろいろモデル案などもつくりながら検討しているところでございます。

佐々木( 茂 ) 委員

日本海マリンギャラリー構想について

次に、日本海マリンギャラリー構想の推進協議会、この実施計画の策定の内容についてお願いします。

( 総務 ) 企画政策室長

実はこれは、事務執行状況説明書の中の各種期成会の業務ということで載せている部分です。御承知のとおり、日本海マリンギャラリー構想というのは、北海道の総合計画の中に位置づけられておりまして、小樽市はもとより後志管内の市町村の中で協議といいますが、計画の方向性を定めて事業を推進してきたという経過がございまして、事業としては、特に海の関係にかかわる事業があるわけなのですが、実は個別事業としてはそこそこ持っているのですけれども、後志全体のギャラリー構想という一つの流れとまではなかなかいっていないところもございまして、実は、今、北海道の方でも平成20年度スタートに向けての新しい総合計画策定作業をしておりますが、それに向けての総括も含めてやっております。

この計画につきましては、市町村ごとにやっております事業を、毎年どこまでやったのか、今年度はどこをやるのかということのチェックをして冊子としてまとめているものでございます。

佐々木(茂)委員

重点事業の要望関係について

次に、本市重点事業の要望関係について。北海道とそれから開発建設部に要望事項の活動を行っているというふうに記載がございしますが、主なものはどういうことをされていますか。

(総務)企画政策室長

これも事務執行状況説明書の7の方の各期成会でそれぞれ要望書を取りまとめております。経年的に大変長いものについては、例えば新幹線でありますとか、高速道路ですとか、そういったものもございまして、また単年度ごとの、例えば最近では手宮にあります旧機関庫の修繕、こういったものも北海道への予算要望をするなど、長期的なものや単年度的に出てくる課題について取りまとめをして、それで北海道あるいは北海道開発局に要望しているところであります。

佐々木(茂)委員

訴訟関係の進行状況について

次に、訴訟関係についてでございます。内容については、当然訴訟のことですからあれなのですが、ここに提示してございます訴訟の関係で、平成15年から16年、17年と列記されてございますが、石垣崩落事故に係る損害賠償請求事件、富岡高齢者住宅の建設に係る損害賠償請求事件、高島小学校児童の頭部打撲事故に係る損害賠償請求事件、これらについて進行状況を概略的におわかりであれば、説明をいただきたいのですが。

総務部次長

ここに記載してございます石垣崩落、富岡高齢者住宅のうち、石垣崩落については継続です。それから、富岡高齢者住宅についても同様です。それから、高島小学校の児童頭部打撲事件、これにつきましては平成18年10月付で取下げとなっています。あとは一番最初の築港駅舎の譲渡、これは終了しています。それから、北教組の時間外勤務手当分も継続中です。

佐々木(茂)委員

情報公開関係について

次に情報公開関係でございます。情報公開は、義務的公開と任意的公開という形で44件ほど請求があって、提供が866件という形でございますけれども、非公開を除き、全部公開的なものと一部公開、どんなものが全部公開で、一部公開はどんなものがあるのか。

(総務)総務課長

情報公開請求でございますけれども、さまざまなものがございまして、一部公開、つまり非公開の部分、個人情報とか事業情報とか、条例上原則的に公開ですけれども、そういう個人情報的なもの、営業関係のもの、そういうものがあるものについては一部非公開という、そういうことで対応はしております。

佐々木(茂)委員

小樽市地域防災計画の修正について

それから、小樽市地域防災計画の修正ということで、北海道と協議をされておりますが、主な協議の内容、お願いいたします。

総務部次長

内容につきましては、大きな変更というのはございませんけれども、例えば避難箇所などにつきまして、小中学校のほかに高校を加えた、又はあと各町会等の町会長の連絡先、それからあと雪害関係の対策、方法等について一部修正した。内容的にはそのようになっております。

佐々木（茂）委員

市長への手紙について

次に、市長への手紙でございます。185通も市長に便りが寄せられて、そして238件という内容のくくりでございますが、主に苦情なのか、激励なのかとか、そういったような分別的な色分けといたしますか、そのようなものが把握されているのでしょうか。

総務部次長

平成17年度の市長への手紙でありますけれども、提言が全体の19.3パーセント、要望が43.8パーセント、苦情が19.7パーセント、照会が0.4パーセント、その他16.9パーセントということになっています。

佐々木（茂）委員

提言の件数も19.3パーセントですか、結構市長への直接の提言という形で、陳情・請願とかそのほかに市長に直接あるのだなということがわかりました。

市有地の貸付状況について

それから次に、市有地の貸付状況、年間で2,000万円強、104件貸し付けていると報告されていますけれども、これで年間貸付料が約2,010万5,000円ということですが、この貸付けの中で今後売却というか、貸し付けをしないで、もう買ってくださいというふうな形のようなものは、あるような状況なのでしょうか。

財政部長

財政部が所管しております普通財産の土地についての貸付けに関しましては、平成14年、記憶ははっきりしませんが、一度貸付者に対しましてアンケート調査を行いました。それで長年にわたって貸し付けておりますけれども、今後購入の意思があるかどうかということで確認をとらせていただきまして、その中ですぐ買いたい、あるいは数年後のうちに買いたい、あるいは無理だというさまざまな意見をちょうだいしましたので、私どもとしては順次購入の意思のある方、即座に購入したいという意思のある方から順にこの調査以降順次取り組んで、そして売却を行っております。小さい土地が多いのですけれども、小まめに一つずつやっていっているという状況でございますし、今後またそれからもう既に4年ないし5年がたとうとしておりますので、近々改めてまたその意思の確認も必要かと思っております。

佐々木（茂）委員

今のお話のように4年ぐらい経過しているということで、手間と貸付け料金の金額、面積とかにもよるのでしょうけれども、少額なものについては手間がかかるのではないかなというふうには思うわけです。ですから、今後そういう形で見直しの上、検討をさらにお願いをしたいというふうに思います。

成人病の検診について

それから次に、成人病の検診協力についてです。保健所の活動の中で保健委員の連絡協議会による地域衛生組織の活動ということで、成人病の検診が行われているようでございますが、これらの成果等についてお聞かせください。

（保健所）保健総務課長

保健所では町会ごとに数人の保健委員を委嘱させていただきまして、地区における担当協議会が健康づくり活動を行っております。この活動の中で保健所が行います主に肺がん、結核の検診でございますけれども、バスを使って各地区を巡回して検診を行うということがございます。その中で、その地区の保健委員の方に一応事前の周知啓発、それから当日の受診の勧誘ですとか、当日の受付のお手伝いとか、そういったものをしていただいております。その中で昨年は11回、11地区において、そのような活動をやっていただいたということでございます。

佐々木（茂）委員

その検診の結果、がん等の早期発見とかにつながったケースはありますか。

( 保健所 ) 保健総務課長

今、この場で地区ごとのデータを持っていないものですから、また後で答えたいと思います。

佐々木( 茂 ) 委員

はい、結構です。

歴史的建造物の指定・登録について

次に、建設部の所管のところに、歴史的建造物指定・登録とも 4 件という形で金額が提示されてございます。4 件は指定・登録、新たにされてこれが行ったという事業でしょうか。

( 建設 ) まちづくり推進室長

これはあくまでも、料金につきましては指定されている建造物ということでございます。

佐々木( 茂 ) 委員

受益者負担の賦課状況について

次に、先にちょっと連絡していなかったのですが、受益者負担の形の賦課状況というのが載ってございます。こ  
の中で減免のところでは 100 パーセント、75 パーセント、50 パーセント、25 パーセント、そして件数、17 件、3 件、4  
件、8 件という形の賦課状況とありますけれども、これらの基準について、どういう形でこの減免のパーセントが  
違ってこういうことなのか、お聞かせいただきたいと思います。

水道局原田次長

今、受益者負担金にかかわる御質問でございますけれども、水道局で減免の規定がございまして、例えば公道に  
利用されている土地、そういうものにつきましては 100 パーセント減免をするということになってございます。75  
パーセントというものにつきましては、学校の用地とか、そういう公共的な土地で使われているとか、社会福祉的  
な施設で利用されている、そういうものについては 75 パーセントの減免を行っております。あとは 50 パーセント、  
これにつきましては、例えば公な庁舎であるとか、出張所であるとか、そういうものにかかわるものについては 50  
パーセント減免ということになっております。25 パーセントについてはいろいろありますけれども、病院用地であ  
るとか、公営住宅用地、こういうものについては 25 パーセント減免というような措置で行ってございます。

佐々木( 茂 ) 委員

財産調書について

次に、財産調書の中で 3 件ほど。

教育振興基金の 631 万 8,515 円、朝里川温泉郷の観光施設整備資金基金 1,693 万 8,113 円、まちづくり事業資金基金  
のところ、マイナス 3,044 万 2,509 円という、この内容についてどういう経緯で増減があったのか。

( 教育 ) 学校教育課長

私の方から教育振興基金の 630 万円について説明申し上げます。630 万円につきましては、小樽市内在住の方が学  
校のスクールバスに 630 万円ということで昨年寄付をいただきまして、今年の 10 月 4 日にその贈呈式を行ったところ  
でございます。

佐々木( 茂 ) 委員

次に、朝里川温泉のところの基金の増加について伺います。

( 経済 ) 観光振興室長

御質問の朝里川温泉郷観光施設整備資金基金の関係ですけれども、これは御承知のとおり、入湯税を 70 パーセン  
ト、それを単純に積んだものでございます。

佐々木( 茂 ) 委員

そういう形だけ。わかりました。

( 財政 ) 中田主幹

まちづくり事業資金基金の約3,000万円の取崩しですけれども、これにつきましては中心市街地のハード及びソフトの事業に充当しております。主なものとしたしましては、若年者定住促進家賃補助で1,092万円ほど、それとあと大きいのは歴史的建造物の補助金に対して866万円ほど充当しています。そのほかにもあるのですけれども、大きなものとしてはその2点ということです。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時53分

再開 午後 3 時15分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

-----  
高橋委員

平成17年度の事務執行状況説明書の中から伺います。

人口対策について

人口対策についてであります。

初めに、去年も要望・指摘をしたのですが、この人口対策関係の表現の方法について、去年は2行でした。今年は3行ということで、1行増えたのですけれども、私は表現の方法というか、21世紀プランの中核をなしている人口対策の関係について、もう少しわかりやすく内容のあるものということで指摘をいたしましたけれども、なぜ今年は3行になっているのか、その経過も含めて教えてください。

( 総務 ) 企画政策室長

去年、委員の方から、人口対策を全体的にどういう取組をしているのか、そういった部分をまとめるべきではないのかという御指摘をいただいております。その関係もございまして、実は昨年の中で庁内に人口対策会議を設定いたしまして、この事務執行状況の中にもそれぞれの課題、例えば子育てとか、定住促進とか、雇用対策とか、それぞれ担当する部門ではこの事務執行状況の中にも記載をしているのですけれども、それを全体的にどういうふうに取りまとめていくのかということも含めて、対策会議の中で協議を進めてきております。実は今年の7月の段階で一定程度この人口についての小樽市の現状なり、あるいはここ数年極端に続いております人口減の原因といいましか、課題、それから今後どういうふうにしていくのか、これを中間的にはまとめた経過はあるわけなのですけれども、この事務執行状況という形で、どうしてもこれは各部の仕事を取りまとめるという仕切りになっているものですから、正直言います、平成17年度の事務執行状況については、人口全体をまとめて記載するような形には至っておりません。ただ、このつくりについてはもう少し総務部というか総務課の方とも協議をしたいというふうには考えておりますけれども、人口対策全体としてはやはり全庁的な課題でありますので、一定程度まとめたものとして、策定の作業を進めているという現状であるということで、御理解いただきたいというふうに思っております。

高橋委員

今の話だと、別立てでつくるということですね。ですから、せめて例えばこの2番目に関連事業の進行管理とあるわけです。では、関連事業とは何なのかということを含めて項目だけでも押さえるとか、そうしなければ、この中身は全然わからないという、そういうことでもあります。何回も言いますが、もう少し私は表現方法を工夫してほしいというふうに再度指摘と要望をしておきたいと思います。

次に、最初に人口動向の把握ということがあります。直近 5 年間の推移の中で確認をしたいと思っておりますけれども、平成 13 年度と平成 17 年度の比較で押さえてほしいと思います。その比較で、まず人口総数、13 年度と 17 年度どようになっているのか、お願いいたします。

( 総務 ) 企画政策室相庭主幹

人口政策ということですので、私の方から答えさせていただきたいと思っております。

私どもが押さえておりますのは、暦年という形になっておりますので、申しわけありません。押さえている数字で答えさせていただきます。

住民基本台帳登録数ですが、平成 12 年末は 15 万 1,715 名、17 年末では 14 万 3,031 名ということで、8,684 名の減というふうになっております。

高橋委員

それでその内訳ですけれども、数字はいいのですけれども、生産人口、それから老年人口、年少人口とあるわけですけれども、この推移、どういうふうに分けて分析されているか、お願いします。

( 総務 ) 企画政策室相庭主幹

それでは、部門別に答えさせていただきます。同じように平成 12 年末から 17 年末ということで 5 年間ということで答えさせていただきます。

年少人口、14 歳までという区分に当たる市民の数とすれば、12 年末で 1 万 7,253 名、これが 17 年末では 1 万 5,077 名ということで 2,176 名の減、生産年齢人口、15 歳から 64 歳までになりますが、12 年末で 9 万 9,010 名、17 年末では 8 万 9,168 名、差としましては 9,842 名の減、老年人口、65 歳以上ですが、12 年末、3 万 5,452 名、17 年末では 3 万 8,786 名ですので、3,334 名の増というふうになってございます。

高橋委員

次に、自然動態と社会動態について確認をしたいと思っております

まず、自然動態についてはどういう状況なのか、お願いします。

( 総務 ) 企画政策室相庭主幹

同じ区分で整理させていただきますと、平成 12 年末から 17 年末まで出生した方が 4,409 名、亡くなった方が 8,146 名という形でその間ということですので、したがって、3,737 名の減というふうに自然動態でなっております。

それから、社会動態ですけれども、転入された方は 2 万 3,036 名、転出された方が 2 万 8,392 名、これに職権によります登録ですとか抹消の 409 名を含めると、4,947 名の減というふうになってございます。

高橋委員

平成 13 年と 17 年の比較ですけれども、私の調べた数字ですけれども、平成 13 年は出生が 945 名、それから平成 17 年には 756 名ということで、189 名減っております。これで間違いはないですか。

( 総務 ) 企画政策室相庭主幹

委員のおっしゃるとおりです。

高橋委員

減少率でいくと、約 20 パーセントの減少率ということになります。10 年のスパンで見ますと、この平成 16 年、17 年が急激に極端に減っているわけですけれども、この要因というのはどのように分析していますか。

( 総務 ) 企画政策室長

ある意味では全国的に、少子化の傾向という部分はございます。それで、平成 16 年、17 年比較しまして、相当数の大きな落ちにはなっているのですけれども、実はこの段階で私どもが考えているというか、予想としてつくのは、単純に言いますと産む年齢層、そこの人口が落ちてきているという、まずそこが大きな原因、それと合計特殊出生率も 1 を切っているという、極めて単純な言い方なのですけれども、その二つが大きな要素として出生数の減にな



っているというふうに考えております。

高橋委員

特に平成15年、平成16年を比べると100人以上どんと減っているわけです。恐らく他都市も調査してほしいと思うのですが、これだけ落ちたというのはあまりないのではないかとこの辺についてはどのように考えていますか。

( 総務 ) 企画政策室長

これまで私どもの方でも十分検証しているわけではないのですけれども、全道的にもこの平成16年、17年の出生数というのが極めて全国的に厳しい数字になった、落ち込んでいるという数字になっています。ただ、ここ一、二か月、新聞報道でもいろいろ言われているのですけれども、今年については全国的にも出生数が増えてきている、現実の数字として増えてきております。小樽市も増えております。ここの分析になるのですが、全体的には景気回復のことですとか、そういったことも言われているのですけれども、数字的な部分だけで言いますと、いわゆる晩婚化、一定の年齢になってから結婚する晩婚化とそれに伴う晩産化という言葉を使うのですけれども、子供を産む女の人の年齢層がぐっと上がってきていると。そして、今子供を産む年齢層の方々がいわゆる団塊ジュニアの世代、第2次ベビーブームの世代がその年齢に入ってきているという、こういったことが今全国的に出生数が増えてきている原因なのかと。ただ、一方では合計特殊出生率は増えていませんので、単純にこの傾向がずっと続くというふうにはなかなか言えない。ある意味では一時的な現象なのかというふうに思っております。

高橋委員

いずれにしても、もう少し分析をしていただきたいというふうに思います。

もう一点、先ほどちょっとありましたけれども、社会動態の方です。転入と転出に分けて示していただきたいのですが、転入の道内、道外、転出の道内、道外、その比較をお願いします。

( 総務 ) 企画政策室相庭主幹

また、5年間の計という形になりますけれども、5年間の転入の合計で、総計でまず申し上げます。2万3,036名という数字になっております。その内訳といたしまして、道内からは1万7,523名が入ってこられております。それから、道外からは5,513名が入ってこられております。それから、転出ですけれども、5年間の計で2万8,392名、道内に転出されている方が2万1,455名、道外へが6,937名というふうになっておりますので、差引き5,356名の減、そのうち道内では3,932名の減、道外で1,424名の減というふうになっております。

高橋委員

どういう特徴があるか教えてほしいのですが、総体的に見ると、年々転入も転出も下がってきているということが言えます。それで、この5年間の中でどういう特徴があるのか、それからどういう方が転入・転出になっているのか、その辺の中身を教えてください。

( 総務 ) 企画政策室相庭主幹

まず、地域的な特徴から端的に申し上げますと、札幌市の方への転出が差引きと申しますか、札幌市、特に中央区、手稲区、西区といった方向への減が大部分を占めていると言っていいかと思えます。あと町村に対しましては小樽市というのはマイナスになっておりません。あと、道外につきましてはマイナス、先ほど申し上げました約1,400名というふうになっておりまして、毎年マイナス300名ぐらいということになっております。これは一つには小樽で卒業された方が、市内なり道内ではなくて道外の方に職を求めていかれるというような形になろうかと思えます。あと、職种的な部分につきましては、なかなか把握が難しい部分もございまして、平成14年にアンケート調査をした中からの推計という形になりますけれども、一般的には出入りというのは転勤と申しますか、そういったものが多いのですが、札幌へ出ていかれている方につきましては、住居とか、あと高齢の方につきましては、既に行っているところへの同居と、そういった形になろうかというふうに思っております。

高橋委員

もうちょっと中身を教えてほしいのですが、道内の転出の内訳として、札幌の占める割合はどのくらいあるのでしょうか。

（総務）企画政策室長

大体毎年同じ傾向を示しておりますので、昨年の動きで数字も含めて話をさせていただきたいのですが、転入が約4,100名、転出が約5,300名、要するに1,200名ほどが社会動態の部分で減になっております。そのうち、圧倒的に札幌の出入りの差引きが多いです。930名が札幌との出入りで減っている部分です。ですから、1,200名減っているうちの930名が札幌との関係ですから、札幌への出をとめれば、社会動態はプラスになるというふうに考えてもいいと思います。それと、あと生産年齢と高齢者と年少人口の部分で言いますと、先ほど言いました1,200名の差引きのうち、生産年齢が1,000名、ですから80パーセント以上が生産年齢になっています。ですから、ある意味では社会動態の部分で言えば、ここの部分に対してどういう手だてが考え得るのかということでの検討が必要だろうというふうに思っております。

高橋委員

それで、政策的に、ではどういうことを打ってきたのかという議論になるわけですが、この5年間の中で、市内に定住していただきましょう、若しくは増えなくても減らないようなそういう対策を行いましょうということをおそらく考えてきたと思います。その中身についていろいろあるかと思うのですが、話せる内容で結構ですので、教えていただきたいと思います。

（総務）企画政策室長

今、委員がおっしゃるとおりなのです。先ほども言いましたけれども、札幌との出入りをどういうふうにとどめるかというのが大きな要素になってくるだろうと思っています。ただ、先ほど主幹からも申し上げましたが、そうしたら札幌に出ていく人がどこに出ていくかといいますと、わりと小樽から近い西区、手稲区、中央区、この3区で出ていく人の半数を占めているわけです。それで、これはもう一方の数字なのですが、まだ平成17年の国勢調査の結果が出ていないものですから、平成12年の調査で答えますと、仕事で札幌から小樽に通勤している方、それから小樽からほかへ通勤で出ていく方、これは両方とも1万人ちょっとぐらいの数字なのです。入ってくるのも、出ていくのも1万人ちょっとの数字です。そのうち札幌との関係がやはり8割あるわけです。ですから、札幌に住んでいるけれども、小樽に職場がある方、これも全体の8割、小樽に住んでいるけれども、札幌に勤務で行かれる方、これも全体の8割ぐらい。そうしますと、先ほど言いました、出ていっても、もしかすると小樽からは出ていくのだけれども、勤務は小樽にある方もいるだろうと思うのです、この数字だけから見ると。そうした場合には、一般論的に札幌の方がきつといっぱい雇用口があると思いますから、札幌に勤めるのは仕方ないにしても、札幌に勤めてもいいから、小樽から通ってもらえないだろうかという、そういった視点で何か打っていくものがないのか。それで先ほどの質問にもありましたけれども、家賃補助というのもここ数年続けてまいりました。それも当然一定の効果はあるとは思いますが、今申し上げた現状を踏まえて、ほかに有効な手だてが考え得るのかどうなのか、そういった視点から検討を進めていきたいと、検討しなければならないというふうに考えております。

高橋委員

2点目に、先ほど出ていました小樽市人口対策会議というのが6回開かれたことになっております。この対策会議のメンバーと、それからどういう内容の打合せをしているのかを教えてください。

（総務）企画政策室相庭主幹

9名で構成しております、メンバーにつきましては経済部、市民部、福祉部、保健所、建設部、教育部の課長職9名で構成しております。それから打合せにつきましては、先ほど申し上げました11月から事前の打合せを含まして6回開催してございまして、先ほど来答弁を申し上げたような人口の部分の把握、それからこれまでの施策

の検討といえますか、そういったこと、それからこれからどういう取り組むべき施策があるのかどうか、そういったことについてこのメンバーで検討をしているところでございます。

高橋委員

2 番目に関連事業の進行管理というのがあります。それで、建設部に伺いますけれども、比較的金額の大きなものが 2 点あるわけですが、高齢者向け優良賃貸住宅の計画認定申請数というのがあると思います。この直近 5 年間の数字を教えてください。

( 建設 ) 建築住宅課長

平成13年度から高齢者向け優良賃貸住宅制度を持っておりましたが、平成14年度に 1 件申込みはあったのですが、取下げがございまして17年度までは実施されたものはゼロ件でございます。

高橋委員

それで、この高齢者向け優良賃貸住宅ということなのですが、そもそもこれはどういう経緯で出てきたのか、なぜずっとゼロ件なのか、この経緯を教えてください。

( 建設 ) 建築住宅課長

高齢者向け優良賃貸住宅の経緯なのですが、民間活力を使う形で、低廉な家賃等で住宅施策ということで、平成13年度に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の制定に伴いまして、制度として設けられました。主な制度は、建設事業費を支援する形なのですが、3分の1が国からの補助で、それから3分の1が北海道で、3分の1が民間の自己資金ということで制度としてやっております。

なかなか普通の一般の共同住宅、アパートを建てるのにいろいろ基準といいますが、ある一定のグレードがなければいけないですか、そういったものがあるために、全国的にも利用がなかなか少なく、見直しがされているということで聞いてございます。

高橋委員

このゼロ件、毎年ですけれども、これに対しては企画政策室でもいいですし、建設部でもいいですし、どのようにこれは評価をしておりますか。

( 総務 ) 企画政策室長

今、建設部の方から一つの国の制度として紹介があったのですが、特にここ二、三年と言っていいと思います。小樽市内でも福祉のグループホームとかそういったものとは別に、高齢者向けの賃貸マンションといえますか、集合住宅の建設が進んでいます。これはよく新聞等でも紹介されていますけれども、伊達市なんかでは安心ハウスという一つの認定制度というのを市でもつくりまして、例えば郊外に 1 人で住んでいる老人の方が安心して暮らせるような住宅というのをこれは市が建てるということではなくて、民間が建てるわけですけれども、それに一定の基準をつくって、その基準にのっとったものについては、いろいろな形で市も含めてお知らせをするという、そのようなスキームで取組が進められてきています。ですから、そういう意味では小樽市においても民間事業者の中で、そういう動きというのもいろいろ出てきているというのも私どもは聞いておりますので、そういった部分を一つの安心設計といえますか、そういったような基準をつくって、それをクリアしたものについては、いろいろ情報を提供するといったような、そんなスキームも先ほどから申し上げております会議の中で、これは人口増というよりも、ある意味では高齢者対策と言ってもいいのかもわかりませんが、そういった視点からも一つの住宅政策として考えていく必要があるというふうに思っております。

高橋委員

私の聞きたかったのは評価なのです。要するにゼロ件だったと。これは政策的にどうだったのかということ伺いたいのですけれども、それはどうですか。

( 総務 ) 企画政策室長

私の方からどこまで言えるのかというのがあるのですが、一つの国の制度として紹介しているという部分があると思うのです。ただ、これは国の制度としてのこういう補助制度としてありますということではなくて、ある意味では冬期間を含めた高齢者向けの住宅対策としての位置づけというのを検討しだしている、小樽市も検討していかなければならない。そういった意味で、こういう補助制度がありますという、建てようとする者への紹介ではなくて、住む方への宣伝あるいは安全だとか、そういった観点からの政策を立てていく必要があるというふうに思っています。

高橋委員

もう一点、共同住宅建設改良資金の融資の方ですけれども、これも非常に件数が少ないわけですけれども、これはどのように評価をしておりますか。

( 建設 ) 建築住宅課長

この融資制度はある程度は実績といえますが、効果はあるのですけれども、金利がある程度低い形がある状況ですとか、市内の土地といえますか、それがあがる程度高いことによって民間のアパートの事業主といえますか、みずから建設資金を借りて建てるという行為が、ここ数年減ってきているということが少なくなっている状況であろうかと考えてございます。

高橋委員

あと簡単でいいのですけれども、この進行管理という言葉からつかまえて、そのほかの部分というのはどういふふうに進んでいるのか、進んでいないのか、雑ばくで結構です。まとめて報告いただければと思います。

( 総務 ) 企画政策室長

実は進行管理の部分なのですけれども、内部で取りまとめて表に出しているといった形態は結論から言うところではありません。ただ、人口対策として、これは私どものところで取りまとめをしているわけですけれども、大きく分けて三本の柱、一つは子育て支援策、それともう一つは定住対策、それと雇用対策という形でその年度年度でそれぞれの担当課で行っている事業、その予算あるいは決算、実績といった部分で整理をしているといったこととございます。

高橋委員

そうすると、企画政策室でリーダーシップをとってこう押し上げていこうだとか、推進していこうということではないのですか。

( 総務 ) 企画政策室長

その意味では、個別の課題をそろえる担当課がばらばらにやるものではなくて、人口対策全体として企画政策室が取りまとめて人口対策の政策という形でまとめて何を行うことがよいか、そういった部分を私どもの取りまとめの中で進めていきたいというふうに思っております。

高橋委員

やはり印象的には弱いかなというふうに思うのです。もう少し力強く引っ張っていくぐらいの企画で考えていただきたいというふうに、これは要望ですけれども思います。

最後に、人口対策は本当に難しい問題でありますけれども、市の基本になる重要な大事な問題であります。

それで最後に、市長に伺いたいのですが、人口減少の認識とその減少に対する対策、どのように指示をされたのか、それから今後の考え方についても含めてお願いしたいと思います。

市長

小樽の人口は昭和39年の20万7,000人がピークです。それ以来、ずっと減少しています。一度も歯止めがかかっていない。そういう状況をずっと数字で見ますと、やはり経済・社会情勢が背景にあるというふうな総括ができると

思いますけれども、これにいかにか歯止めをかけるか、非常に難しい問題です。全国的に、日本全体がこれから人口減少に入りますので、小樽だけというわけにもなかなかいかないのかなというふうに思いますけれども、せめて歯止めをかけたいというのが一番の希望です。

それで先ほどありましたけれども、出生数も少し回復をしてきたという状況もありますので、雇用の場の創出が一番でないのかというふうに思いますし、それをこれからどうつくっていくか、これはずっと今までの長い間の課題ですけれども、非常に難しいわけですが、そういった経済政策、地場産業の振興とかそういうものを含めた雇用の場の確保が一番大きい。いわゆる若年者の流出という問題もありますので、そうしたことも含めて、そういった職場の確保が一番だろうというふうに思っています。人口対策の会議も昨年からはじめましたが、これも何とかみんなで知恵を出してというような、そういう趣旨で対策会議を指示して立ち上げましたが、これといったなかなか決め手がなくて、しかし何とかしなければいけないという気持ちだけはありますので、それをどう実効あるものをつくっていくか、みんなの知恵の出どころだと思っていますので、これからは引き続きいろいろな今の移住促進も含めて、取り組んでいきたいというふうに思います。

---

秋山委員

市民負担について

初めに、今回「広報おたる」10月号に、「限られた財源を有効に」ということで決算の記事が載ってしまっていて、市民にとってはわかりやすい記事になっていたというふうに思って読ませていただきました。その最後に出ていたけれども、小樽市は財政再建推進プラン実施計画にのっとって現在進んでやられておりますけれども、平成17年度は市民にも応分の負担を強いた年でもあったと思います。そういう面から使用料など市民に負担を課した分、どういう状況なのかという部分をお尋ねしたいと思います。

決算説明書の46ページですけれども、この使用料の中に、今まで市でくくるの部分では上がってこなかった2番目の総合福祉センター使用料、浴室使用料で上げれば約10万円の増があったわけなのですけれども、この入浴料は1回100円をいただいております。それで、入浴される対象者、人数、これは全部使用料による増なのかどうか、その辺を最初にお聞かせください。

(福祉)地域福祉課長

総合福祉センター使用料でありますけれども、平成16年度までは、施設の目的外使用ということで、利用者の方々の利便を考えての自動販売機を設置しております、この自動販売機に係る設置者の方からいただいていたもの、これが年間で1万円ぐらいということで、17年度決算におきましてもそういう数字でございます。実質今回の決算の数字で出ております101万9,120円の部分、大部分が新しく17年度から市民の皆様をお願いしております浴室の使用料、1回100円というふうになってございます。この浴室使用料の分につきましては、決算額といたしましては100万8,600円ということになっておりまして、1回100円ですので割り返していただいて利用人数ということになります。対象につきましては、市内居住の60歳以上の方ということで、一応総合福祉センターの方に登録というような形にさせていただいているのですけれども、その方々が火曜日と金曜日に浴室を利用していただいているということになっております。

秋山委員

今まで無料だったのが100円になっても、今ふろが少なくなっている中で、楽しみながら集ってふるに入っていくという部分では、市民もまあいいかという部分が100万円にもなったのかなというので、これはお互いによかったのではないかと思います。

次に、市民会館の使用料を見たときに、ホールの使用料が中規模使用料という部分で、新たな使い方が示されておりますが、この利用の環境なんかどうかなと思います。昨年度と比較してみたのですが、その割に使われて

いないというふうに思います。今回もそうですが、去年はホール 1 本でくられて120件の使用がありましたが、今回は118件ということで、マイナス2件という状況なのですけれども、このホールの使用状況を教えてください。

(市民) 市民会館長

市民会館のホールの利用でございますけれども、何とか減免をしまして少しでも利用してもらおうということで、半分の席をつくったものでございます。それで、半分の席、118件のうちの47件ほどということで、実際は今委員がおっしゃるように、全体としては変わっておりません。ただ、この47件というのは、半分で利用するものですから、札幌の吹奏楽の練習だとか、そういう高校生方が来まして、夏場はやるのです。そのときにそういう47件というのが出てくるのですけれども、平成16年度までは全体の額でいただいていたので、その額は半分の料金は倍になっていますから、平成17年度はその分少なくなっていますから減るということになります。

秋山委員

それで集会室の場合は、逆に48件ほど増えているのです。これはどういう使用の仕方に出ているのでしょうか。

(市民) 市民会館長

件数は若干増えておりますけれども、利用料金の改定とこれも減免が影響しますので、その関係で言いますと、件数はそこそこ増えてはいますが、金額的には減るという、これは市民センターにおいては、逆にそれがさらにひどくなって、3割5分ぐらい減らしたものですから、これは利用者から見れば利用者に還元されているというようなことになってはいますが、ちょっと料金は減っております。

秋山委員

それで、食堂から346万8,000円ほど収入があるのですけれども、これは先ほど目的外使用ということでお聞きしましたが、これは月に幾らぐらいで貸しているのですか。

(市民) 市民会館長

346万円とあるのですけれども、使用料、貸付料としては174万円です。それから暖房料が46万円、それから電気料ということで126万円、それで346万8,000円ですけれども、これは貸付けの部屋代だけからいいますと、14万円ぐらいだと思います。

秋山委員

わかりました。これは後ほど関連した質問をしたいと思います。

同じく施設ごとに資料を全部調整はしているのですけれども、そういう中であっていきなきたコミュニティセンター以外、公会堂、銭函市民センター、小樽市民センターがともに予算現額に届かないということは、予算を高く見積もっているのかというふうに思ったのですけれども、これはいかがなものでしょうか。

(市民) 市民会館長

予算体系で申しますと、市民会館については、減免を拡大したという大きな要素がございまして、当初予算から比べますと、ホールで260万円ぐらい、会議室とかであと40万円。300万円ぐらいの減免なのです。それから、市民センターについても年間200万円ぐらいの減免、これは減免料金が適用されるものですから、そんなことで大変使用料が落ちたということになります。

秋山委員

生涯学習プラザ、これは教育使用料になりますけれども、ここの場合は使用料をちょっと高目に修正されたのです。ホールの使用料は5,800円から7,900円に、学習室は2,500円から3,500円に、和室は2,200円から3,600円にということで高目に設定はされていますけれども、かなり利用度が高くなってきているという部分で、この利用人数は例年と比較して現状はどうなのでしょう。

(教育) 生涯学習課長

生涯学習プラザの利用状況でございますけれども、委員がおっしゃったところで平均で28.5パーセント、今回平

成17年度で改定してございます。その結果でございますけれども、利用者は17年度に6万6,512人と、16年度から比較いたしますと、5.8パーセント減でございます。ただ、使用料につきましては、23.5パーセント増というふうになってございます。

秋山委員

56ページの内訳を見てみましたら、昨年と比較してもホールを使われている件数、また学習室を使われている件数ともに増えているのです。ただ、和室だけは減っているというのもこれも減免が何かの関係なのでしょうか。

(教育)生涯学習課長

いろいろ要因としてあろうかと思えますけれども、和室につきましてはたまたまアップ率が高かったということは状況としてはございます。

秋山委員

それで、この和室の問題なのですけれども、和室のある施設を見てみますと、いなきたコミュニティセンターにもありますし、今の生涯学習プラザ、また小樽市民センターにも和室があって、どんどん利用度が、全部の施設とも下がってきているのです。この和室を利用するという、今の時代に合わせたときに、どんどん減るような傾向よりは、少しでも増やしていくということで、どうしても和室というのは必ず必要なかというふうに、これを見て感じたのですけれども、この点全体を通してどうでしょうか。

(教育)生涯学習課長

生涯学習プラザは和室以外にも学習室、それからホールがあることから洋室を中心とした施設でございます。和室は確かにあるのですけれども、今、恒常的に200団体ぐらいが常にあそこを利用している中で、和室を利用する、例えば着物の着つけをやるとか、踊りの練習をすることか、囲碁・将棋をやるとか、和室を利用するという団体がそれほど増えていないといったところが現状かと思っています。

秋山委員

それで、今後のにはやはり和室というのはそのまま残して、毎年利用度が下がっているという状況でいいのかという部分がちょっと心配なのですけれども。

(教育)生涯学習課長

生涯学習プラザといたしましても、今後利用者の増、それから利用団体の増、そしてさらにいろいろな活動を幅広くやっていくということからして、和室の利用についてはいろいろな観点から今後考えていきたいと思っています。

秋山委員

いなきたコミュニティセンターに移りますけれども、利用内容を見てみましたら、体育館の場合、団体は440件ほど増えているのですけれども、個人の使用が平成16年度は4,380名の方が利用していたのが、17年度で2,657名減の1,723名に落ちているという状況があります。これはどのように考えられていますか。

(市民)総合サービスセンター所長

この体育館の団体使用でございますけれども、これは小樽市体育館の方が使用できなかったということで、そこを利用しておりましたバレーボールとかバスケットとか、そういったところの団体がこちらの方に集中したために440件の増ということになります。それで体育室のうち個人の部分ですけれども、約2,650名減っておりますが、それにつきましては小学生、中学生が今までお金をいただいていたのですけれども、今回から無料になったということで、数に入れておりません。それを入れますと大体30パーセント前後は落ちておりますけれども、大体横ばいということでございます。

秋山委員

わかりました。それで、集会室の方も116件ほど減っているのですが、1号室、2号室、3号室があります。これ

は単価は全部同じなのでしょう。

( 市民 ) 総合サービスセンター 所長

資料を持ってきてないので、申し訳ございません。後で確認します。

秋山委員

はい、結構です。実はいなきたコミュニティセンターの場合、すごく利用しやすい施設なのです。ところが申込みをしても 1 号室、2 号室、3 号室があるのに真ん中だけふさがっている関係で、使えないということがかなり多いのです。それで、貸す側として調整できないものかというも感じる点なのです。これについてはどうなのでしょう。希望者が金額に応じて安いから真ん中を使うというのか、できれば上手に調整して二つあけて使いやすいようにできないものかというふうに感じるのですが、どうでしょうか。

( 市民 ) 総合サービスセンター 所長

どうしても、実態として真ん中が安いこともありまして、その周り、1 号室、3 号室が使えないというのはあるかと思えます。これにつきましても、現状把握と、それから今回指定管理者になっておりますので、管理者の方と十分打合せをしてみたいと思っております。

秋山委員

135 ページに入りますけれども、今回、市民会館、公会堂、それから小樽市民センター、いなきたコミュニティセンター、全部不用額が出ているのです。この不用額を出した理由についてお尋ねします。

( 市民 ) 市民会館 館長

この不用額でございますけれども、市民会館につきましては、舞台業務の委託をしている関係がありまして、これが 270 万円ほど当初から不用額として計上されました。それでそのほか、流用等をしまして 253 万円ということになりました。市民センターでございますけれども、同じく舞台業務については委託をしているものですから、たまたま同じ団体が業務委託を受けているものですから、額的には同じような額でございますけれども、これもやはり 238 万円ほどダウンした。その影響で、その後、収益関係が若干ありまして、流用しまして、最終的には 97 万 1,000 円という形になっております。

秋山委員

舞台設備の操作の委託は、平成 16 年度も行われていたのですよね。それで、なおこの財政再建推進プランの中に委託業務仕様の見直しということが載っていましたので、またさらに違う観点から見直しをされて安くなったということなのでしょう。

( 市民 ) 市民会館 館長

当初から大体舞台関係は 1,400 万円ぐらいで推移していたのです。それで、270 万円とか 250 万円、このときに入札をしまして、落ちたということで、最初からどうのこうのということではなかったでございます。大体毎年そのぐらいで推移してきたのです。

秋山委員

それで、来年度から市民会館も管理委託になるかと思いますが、今、市民会館の地下のレストランが今月いっぱいまでやめるということで利用する側からも不便だな、なくなったらどうしようという思いもありますし、委託をする業者がまた新たに出てくるのか、今後の見通しという部分でお尋ねしたいと思えます。

( 市民 ) 市民会館 館長

30 年ほどやっていたニュー三幸が、どうしても本体経営がすべての経営において収益が上がらないということで、昭和 51 年 10 月からでしたが、ちょうど 30 年になりまして、それで市民会館をやめたいということで申出がありまして、それで今私ども 9 月 15 日から今月の 16 日まで一応公募して募集しております。今まで問い合わせがあったのは 2 件ほど、日曜日 1 件は見えたということで聞いておりますけれども、食堂関係等使っていただくように今一生



懸命努力しておりますけれども、ちょっと不便だということもありますけれども、何とか利用者の皆さんに迷惑がかからないように努力します。

秋山委員

これは市民会館の管理委託とは別に、レストランはレストラン部門ととらえてよろしいのでしょうか。

(市民)市民会館長

市民会館の食堂につきましては、目的外使用ということで指定管理者の中には入っておりません。直接目的外使用の場合については、市が管理するというところでございます。

秋山委員

市民会館に関してなのですけれども、小樽で今回、敬老の日なんか去年あたりから全部市民センターを利用してあります。場所的にも入りやすいし、でも高齢化の進む小樽であれだけで足りるのかなと、いつも思っておりますけれども、そういう面で収容率というのですか、市民会館ぐらいの人数の集まる場所は今後必要なのかどうかという問題と、あとあまりにも階段に囲まれすぎている。集まってくるメンバーを見ていても、かなりお年寄りが多いという中で、このままこういう形の施設を小樽市として必要と考えているのか。今後、こういう規模の施設をどのように考えているのかという部分をお聞きしたいと思います。

市民部長

今おっしゃったように、確かに高齢化というのは進んでまいりましたけれども、私どもとしましては、基本的には市民会館でもバリアフリーで直接入ってこられるような設備を整えておりますし、そういった中で健常者の方々も利用できる、そんなことも考えております。また、市民センターは450名ぐらいでございますので、市民会館はその約3倍、1,200名ほど収容できますので、そういった大きなところで集客をしたい、あるいはまた私どもも自主的な事業の中でNHK等々を招へいしたときにも、市民の方々が市民会館が満杯になるほど利用されているということもありますし、あるいはまた音楽等々でも市民会館がほぼいっぱいになるような催し物等々がある中では、何とか市民センターと市民会館の両方がうまく利用できるようないろいろな形で、また指定管理者制度等々もある中で、有効的に使ってもらいたいというふうに思っておりますので、いましばらくは現状の中では、引き続き市民の方々にも利用していただけるような形で、私どもはいろいろなことに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

秋山委員

ほとんど管理される方が、そういうものを考えながら民間の視点に立って運営されていくのかと思いますが、やはり小樽市で音楽祭、コンクールの大会をやりたいといっても、泊まる場所がないとかいろいろなマイナス面ばかりありまして、1回行きたいけれどもなかなか実行できないという声を聞くに連れ、やはり近い将来は厳しいかと思っておりますけれども、文化の根づく小樽市にもふさわしい建物がほしいものだという思いはあります。

最後にもう一点なのですけれども、管理委託されている銭函市民センターと、もう一ついなきたコミュニティセンターの中身のことでお尋ねしたいのですが、いなきたコミュニティセンターの場合は管理運営等委託料と光熱水費、それと管理経費という内訳になっております。半面、銭函市民センターの場合は管理運営委託料と管理経費ということで、光熱水費が入っておりません。この違いを説明してください。

(市民)銭函サービスセンター所長

銭函市民センターは、昭和51年から銭函連合町会の方に委託しております。その当初から、全部含めて委託してきています。ですから、私どもとしては、この銭函市民センターに対しては工事にかかわることとか、大きな修理があった、そういうこと以外は全部お任せしているということです。

(市民)総合サービスセンター所長

いなきたコミュニティセンターでございますけれども、こちらにつきましては従前から建物の一部でいなきたコ

コミュニティセンターをやっているということでございまして、あくまでも管理委託をやっている方については委託料で支払いしている。それでかかる経費、光熱費とか、その他各管理組合の方に使ったのを納める形になっておりますので、そういうことでその分は委託料として支払いをするのではなくて、市として管理組合の方に、組合の一員にもなっておりますので、市として支出しているということでございます。

秋山委員

あまりはっきりとわからないのですけれども、管理委託をしたのであれば、光熱水費とか全部含めて委託をするというのが普通なのだろうと感じたものですから、お尋ねしました。答えは結構です。

いずれの面でも、応分の負担をした市民が納得されるような方向で、運営されていくことを望みまして終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、平成会に移します。

---

大畠委員

貸出しロータリについて

初めに、いよいよ冬のシーズンが近づいてまいりました。平成17年度の初めての試みとして、貸出しロータリの試行をするということで、何か所かその試行を受けて排雪をしたということがありまして、これも第1回定例会だと思いますけれども、この件についてのメリット・デメリットなどを話しました。そしてまた、市民は貸出しダンプは無料だという考えの方が非常に多いということで、実は有料なのだということを市が代払いしているのだということ、市が代払いするという事は、市民が払っているのだということを広報等で市民に知らせてほしいということも要望いたしました。まず、この点について一つです。

それから、貸出しロータリを実施した団体といえますか、どのようになっているのか、教えてください。

(建設)雪対策課長

貸出しロータリの状況でございますけれども、昨年度1地域6団体が貸出しロータリ制度を利用しております。6団体について詳細に申しますと、サームニュータウンの赤岩地区、あかしやタウン、これは銭函地区です。続きましてつつじ団地地区、望洋台町会、ニュータウン桜、ベイビュータウンの6か所になってございます。

大畠委員

今6か所ということでございます。貸出しロータリの場合には、非常に道路等の制限などで使える期間も場所も限定されていると思います。今、貸出しロータリの結果をまとめていると思うのですけれども、市の方の判断としては、この試行の結果、貸出しダンプと比べてどうだったのか。平成17年度決算を見ますと、これらの試行の結果、市としては有効なのかどうなのか、この点についてお聞かせください。

今、報告がございましたサームニュータウン赤岩、これは非常にいい結果が出ております。それは既に関係者からその内容については資料が渡っていると思います。この地域では、この14日に、また今年度の除雪体制について相談をすることになっておりますけれども、ほかの方はどうだったのか。この件についてはいかがですか。

(建設)雪対策課長

貸出しロータリの検証でございますけれども、昨年6か所やってございまして、総排雪量におきますと2万2,754立方メートルという状況になってございます。これにつきまして市が持ち出した負担金は444万5,000円、こういう状況になってございます。仮にこの2万2,754立方メートルを貸出しダンプを利用して排雪した場合、約600万円かかってございます。これによりますと、市の持ち出しにつきましては、約20パーセント強が少なくなっております。あと、昨年の貸出しダンプの維持管理にかかった費用でございますけれども、平成17年度決算で8,096万5,000円という状況になってございます。これにつきましても、先ほど約2割強ということではございましたけれども、地域

の道路の幅員、道路状況、その他の要因もありまして、すべてが貸出しロータリ制度を実施する状況にございませんので、幅員等が広くロータリ排雪が可能な路線を選んでやらなければならないという実情もございまして、今後実施につきましては、幅員等道路状況に応じて検討していきたいと考えております。また、11月の「広報おたる」におきまして、再度貸出しロータリの試行ということで募集し、今年度も行う予定でございます。

大畠委員

前段の説明というのは、既に聞いております。前段の説明で話しているように、この貸出しロータリの件については、制限があるということは十分承知しているのです。だから、今の答弁は要らないです。貸出しダンプと貸出しロータリを比べて、市としてはどうだったのかと。使った側としては非常に有効だったということは話しているのです。だから、制限があるのは十分承知していますから、改めてお聞きします。貸出しダンプと貸出しロータリを比較した場合、市の方の持ち出しは約600万円という話もございましたけれども、つまり400万幾らで済んだと。だから、よかったですかと、改めて聞いているのです。

建設部長

先ほど、雪対策課長が答弁したのですがけれども、図らずも団地ごとによって収支が違います。そういった中では、すべてのところで貸出しロータリが有効かということと有効ではないということもわかりました。それで、答弁したように、試行するにしてもそういった有効な状況が見出せる地域を選別してやりたいというのが市の判断です。

大畠委員

そうなのですね。6か所すべてがこの自分でやる、サムニュータウンなんかのように有効かということで、ぜひそれを来年やらしてもらえないだろうかという声が聞こえてくるわけです。今、建設部長の答弁にありましたように、場所によっては、いや借りの気はありませんという、そういう部分も確かにあると思うのです。今度は選別をして試行になるかどうかのかわかりませんが、これはやってみなければわからないのです。この6か所もやってみよう、そして比較してみようということで、確かに見込んだ地域だと思うのです。そういうことで、雪の問題についても、これからまた長くつき合わなければならない時期が到来しておりますので、これらについてもぜひ検討していただきたい。そして、有効な場所については、率先して、市内の制限もあると思いますけれども、可能な限り進めていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

建設部長

今、委員のおっしゃるように、この試行については、もう一、二年試行する価値はあるだろうと思っておりますので、先ほど雪対策課長も答弁しましたけれども、11月号の「広報おたる」で募集をしたいというふうに考えております。

大畠委員

今年は6か所の予定でございましたけれども、今、「広報おたる」の11月号でそういうものが出れば、また申込みをしてみたいという地域があるかもしれません。そうしますと、機材には制限があると思うので、それらの調整はいつどのようにされるか、お聞かせください。

建設部長

まず、募集をさせていただきます。要は本体側、要するに通常の市道の排雪に使う機械を回すものですから、それらと照合する必要がありますので、それは雪の状況を勘案しながら、申込みごとに判断をし、例えば日にちのずれだとか、その辺の調整はさせてもらうしかないのかなと。いずれにしても、手を挙げられた団地の方々については、確かに地理的なものを判断しながら、できるだけ試行ですので、実行に向けた判断をしたいというふうに考えております。

大畠委員

ぜひ検討していただきたいと思っております。

森井委員

宝くじ交付金収入について

決算説明書の96ページにある宝くじ交付金収入について聞きたいと思います。

まず、この宝くじ交付金収入とはどのようなものなのか。どちらの方からこの収入があるのか、簡単にお聞かせください。

( 財政 ) 財政課長

宝くじ交付金収入につきましては、通称オータムジャンボ宝くじというものがございまして、その販売の収益金が交付金として、北海道の市町村振興協会の方から交付されたものでございます。

森井委員

今、決算の収入済額の中で約1,800万円になりますけれども、これはどのように算出されているのか。

( 財政 ) 財政課長

この交付金につきましては、北海道を經由して先ほど答弁しました振興協会の方に入りまして、その中でまずこの中の4割が均等割、要は所得割でまず計算をします。それとあとの6割については人口割で算出されて小樽市の方に移行されます。

森井委員

先ほどから出ている市町村振興協会ですけれども、これについて教えてください。

( 財政 ) 財政課長

北海道市町村振興協会でございますが、昭和54年3月に市町村振興宝くじ、サマージャンボの発売収益金、これを市町村振興事業とか、災害のために活用するという目的を持ちまして設立されたところでございます。

森井委員

先ほど宝くじ交付金収入について、オータムジャンボというお話がありました。まさに今売られているのですけれども、その宝くじより1,800万円ほど小樽市に入っているわけですけれども、今のお話を聞くと、昭和54年にサマージャンボをきっかけにというお話がありました。現在、そのサマージャンボについてはどのようになっているのか、お聞かせください。

( 財政 ) 財政課長

サマージャンボにつきましても、北海道市町村振興協会の方にその資金の一部が配分されております。その用途につきましては、まず一つが小樽市も関係あるのですが、市債の財源の一部になっております。そのほか、ソフト事業とか、具体的な事業名を挙げますと、「いきいきふるさと推進事業助成金」というような形でもって、両方ともそうなのですが、申請団体に配分するような形になっております。それから、先ほど冒頭にも言いましたけれども、災害のための資金ということで、これも一応原資が10億円ということで、短期資金をこの協会の中で確保されてございます。

森井委員

この市町村振興協会は、基本的にサマージャンボ、オータムジャンボを背景に運営されているというふう思うのですけれども、実際にこの市町村としてこの組織が成り立つのではなくて、会員として小樽市がかかわっているのか、それとも全く違う形態なのか、その辺について簡単に教えていただければと思います。

( 財政 ) 財政課長

小樽市も会員になってございます。

森井委員

それでは、会員制ということによろしいのかと思うのですが、これについて会費というのはどのような形になっ

ているのか、教えてください。

( 財政 ) 財政課長

この会費の件につきまして、ここ一、二年いろいろあったわけですが、一応振興協会の規約でございますが、一応振興協会の規約でございますが、一応寄付行為によりますと、その中で各市町村がサマージャンボの市町村の交付金をもって会費に充てるというような形で規定されてございます。

森井委員

もともとサマージャンボもそうですけれども、オータムジャンボと両方、どちらも市町村に対しての交付金として立ち上がった宝くじだというふうに思うのです。そのうちのサマージャンボが先ほど説明がありましたけれども、北海道市町村振興協会寄付行為という形の中で、会費という名目の中で、サマージャンボ宝くじにかかわる収益金等をもって、北海道が協会へ交付する交付金のうち、別に定める当該各年度において市町村に対して配分すべき交付金の額を別に定めるところにより算出した額とすると、難しい言葉で私もよくわからないところもあったのですけれども、つまりはサマージャンボが本来市町村に入る部分を、それを入れずに、会費としてその協会に納めておくということだと思えるのですけれども、その理解でよろしいですか。

( 財政 ) 財政課長

結果的にそうっております。先ほど森井委員からありました配分すべき交付金額につきましても、一応先ほどオータムジャンボのときに説明しましたが、市町村の数による均等割と人口割で算出されてございます。

森井委員

今年度ですけれども、愛知県の三好町というところが、愛知県市町村振興協会交付金支出事案に関して住民監査請求を行っております。この理由を簡単に説明すると、今のお話の一つなのですが、本来なら市町村に入るべき金額ではないかと、それを貸し付けるという形で残しておくのはどうなのだろうかというようなことが一つの疑問として、幾つかあるのですけれども、それはこれからお話ししたいと思うのですが、そのうちの一つがそういうような観点を持っているのではないかというふうに、そういう背景があって監査請求がありました。実際にこのサマージャンボにかかわる、先ほど宝くじ交付金収入に関してはオータムジャンボだというお話をはっきりおっしゃったと思うのですけれども、サマージャンボに関しては、決算書ないしは予算書ももちろんそうですけれども、こちらであったりとか当然に会費収入として市町村振興協会の方にどのような計上をされているのか、これについて教えてくださいたいのですけれども。

( 財政 ) 財政課長

愛知県の例も今ございましたけれども、結論から言いますと、その背景ということ、私の方から言っているのかどうか分かりませんが、振興協会というところが、こういうことで宝くじの交付金について市町村に、長期貸付金として回しているということもございまして、一応国税庁の方から貸金業に当たるとはならないかという疑義もございました。そういうことがあって、そのほかの要素というのは、私も確認してございませんが、森井委員からも先ほどありましたけれども、寄付行為の規約の中で、平成16年にこの会費の欄の項目について改正がなされたのも、これも事実でございます。あと、国会の中でも質問があったところなのですが、昭和54年に振興協会というものが立ち上がったわけなのですけれども、もともと先ほどありましたサマージャンボの益金について、どういふふうを活用するかということが議論されたということも聞いてございます。それでそういう形の中で各都道府県の中に、北海道であれば北海道市町村振興協会という組織を立ち上げたわけなのですけれども、これは47都道府県、全部に設置されているところでございます。その中で、資金をどういふふうを活用するかということが議論されたときに、現在の形の、当初で言えば、国から配分のあった交付金について市町村の振興事業に充てましょうということで、立ち上がったというふうに聞いてございます。その中で、設立した当時は、平成16年に改正された部分の会費というものが載ってございませぬ。ですから、国税庁の指摘があったときに、国会議論の中の言葉を使えば、

規定の中でそういう部分を明確にしたということで聞いてございます。

森井委員

実際には、そのような出来事があった中で、たぶんこのような会費についての項目が上がったのではないかなというふうに、今のお話を聞いて思うのですけれども、では例えばサマージャンボにおける年会費、毎年払うという形になっていると思うのですけれども、試算するとどれくらいになるか、お願いします。

( 財政 ) 財政課長

私が確認したところによりますと、平成17年度で配分金の合計が約20億円というふうに聞いてございます。それを単純に先ほど言いました均等割と人口割で計算しますと、概数で言いますと、約5,000万円になります。

森井委員

では、一応毎年約5,000万円、売上げの前後もいろいろありますから、必ずしもそうではないと思いますけれども、それくらいが年会費として納めているという形になるのだと思います。ちなみに、先ほどサマージャンボが貸し付けという形でというようなお話がありましたけれども、昭和54年から立ち上がったということから、昭和54年から平成17年までどれほど小樽市は借りていて、金利、利子があると思うのですけれども、その利子は何パーセントで幾らその利子として支払っているのか、それを教えていただきたいと思います。

( 財政 ) 財政課長

一応、小樽市はこの振興協会資金につきましては、昭和55年度から借入れを行ってございます。それで平成17年度までの事業で借りている金額につきましては、26億1,100万円となっております。その間、支払ってきました利息につきましては、約2億9,600万円でございます。あと、利率につきましては、平成17年度の基準でいきますと、財政融資資金といまして、国の長期貸付けの資金なのですが、マイナス0.3パーセントということでございます。

森井委員

あわせて、あとどれくらい残っているのか、そちらの方もお願いします。

( 財政 ) 財政課長

今後の元利償還で元金が約13億円です。残りの利息につきましては、8,500万円程度でございます。

森井委員

本来はサマージャンボとオータムジャンボは市町村に配分されるべきものですね。それがお金を貸し付けるという形で利子を取る。それは確かに一つの運営上ですべての方々が認めた上で動いているのかもしれませんが、結果的にそれで先ほど2億9,600万円既に払っている。それで、これから8,500万円も支払うというような、つまりは合わせて単純に計算すると3億8,100万円を小樽市から振興協会に対し支払っているというふうに思うのです。実際に今この市町村振興協会で基金として残っている金額はどれほどなのかを教えてくださいませんか。

( 財政 ) 財政課長

振興協会の方から出してございます平成17年度の決算の中で、基金特別会計というものがございまして。その中で基金特別会計の総額が約424億3,000万円となっております。そのうち、先ほどありました長期貸付金、これが約79パーセントを占めておりまして377億8,000万円、残りが基金積立てとして積み立てられております。その額が約46億5,000万円でございます。

森井委員

何が言いたいのかというと、先ほど言ったように、本来、市町村に支払うべき部分を今まではそういういろいろな形の運用も考え、又は市町村のサポートのためにサマージャンボの部分を会費としてそのまま残し、運用するという形でサポートしてきた団体だとは思っているのですけれども、現状でこれからの市町村で大きなハード整備という話にはやはりならないのではないかと考えています。時代背景がやはりその当時とは変わってきているのではないかと。しかしながら、その体系がずっと変わっていないのです。オータムジャンボももちろんそうですが、サマージャン

ボはオータムジャンボより昔からあって、その基金流用に関してはもっと大きな規模で動いているのではないかと  
いうふうに予測しますけれども、その基金が必ずしもすべてとは言わないにしても、やはりある程度市町村に落  
してもいい時期に来ているのではないかというふうに思っています。だからといって、小樽市で一言ただ言って変  
わるような問題ではないと思っていますので、現在、自分だけではなくて、今この三好町の出来事があってからい  
ろいろな市町村でこの話が出ています。

実際に市町村振興協会の組織体系として評議員とか理事会とかあるのですけれども、その評議員の中の一人にこ  
ちらにいらっしゃる助役も入っていらっしゃいますが、やはりいろいろな市町村と連携をして、今後の市町村振興  
協会のあり方を考えていくべきではないかというふうに思うのですけれども、この点について一言お伺いしたいと  
思います。

助役

今お話があったように、私も評議員でございます。それで、財政課長からいろいろ今御質問等に答えましたよう  
に、この昭和54年当初にできたいきさつ、それから資金運用というのは、お話があったように細分化してばらま  
くのではなくて、一つにまとめて有効的に活用していこうという、ロットを大きくして運用していこうという形でや  
っております。その結果として、今、約400億円を176の市町村で借入れをして運用しているというのが実態なの  
です。ですから、全国的に国会でも議論経過がありましたから、そういう面ではこの資金をどうしていくのかとい  
うのは、これからいろいろなってくると思いますけれども、今、長期債15年ということで借りていますから、それ  
を400億円償還しているということになりますと、すぐこの数年の間にこれを各自治体に配るということはなかなか  
難しい面はありますけれども、おっしゃったように、各自治体の財政運営なり、それからこの協会のあり方自体、  
こういうことも議論されていますから、これらについては私も機会があればそういう中でも発言をしていきたい  
というふうに思います。

森井委員

やはり今は市町村の財政状況があまり豊かではない状況だと思っておりますので、この今の御答弁の中でおっしゃられ  
たとおりに、だれかから発言することによって変わることもあると思っておりますので、ぜひそのような観点を持ってい  
ただければというふうに思っています。

続いて、この話にあわせてもう一点、お聞きしたいというふうに思っています。

実は今はサマージャンボなりオータムジャンボなりというのは、都道府県の方で発券をして市町村において有効  
活用できるというような形のシステムなのですけれども、実はさらにこの全国組織が存在しているという話を聞いて  
います。この全国組織、これはそれぞれの都道府県にある市町村振興協会から、どれほどのお金を吸収している  
のか、その点についてお教えてください。

(財政) 財政課長

一応、サマージャンボ宝くじで受けました配分額の20パーセントにつきまして、全国の協会の方に納めてござい  
ます。

森井委員

そうすると、宝くじ交付金収入のうちの20パーセントが、全国の方の協会に対して納付されているのですけれど  
も、全国の方の財産目録が、もしあれば聞きたいのですが、先ほどの北海道と同じように、基金等がどれほどある  
のか、お知らせいただけますか。

(財政) 財政課長

まことに申しわけありません。ちょっと資料を確認できませんでしたので、改めて調べまして、報告したいと思  
います。

森井委員

自分は今資料がありますので、簡単にお話しさせていただくと、先ほどのような基金積立ての試算としては775億1,200万円、長期貸付けというような形で合わせてというようなお話が、先ほど北海道の方でありましたけれども、こちらと同じように資産合計で考えると、1,766億円なのです。いろいろとありますから、基金の積立てだけのことを考えても770億円以上のお金をため込んでいく必要がないのではないかと私自身は思っています。これは小樽市だけの問題ではないですけれども、しかしながら、母体は市町村のそれぞれの行政が集合体として合わさっている組織だと思えるのですけれども、こちらの方の全国の役割をホームページで見たのですけれども、北海道のホームページはいろいろ出ているのです。全国の方があまり出ていなくて、この収支に関してとか、予算目録とか、確認できたのですけれども、このため込んでいるということも問題ではないかというのが、先ほどのお話のように国会でも問題視されているのです。やはりこれだけ市町村が厳しい現状ですから、北海道の方の市町村振興協会に関しては、先ほどのお話のとおり、助役の方から例えば提案があったりとか、ほかの市町村との連携でということでは何かしらの変化があるのかと思うのですけれども、あわせて上納金のパーセンテージであったりとか、また全国における市町村振興協会のあり方まで、問題と言ったら表現が悪いかもしれないですけれども、そういう追及というか取組ということが自分は必要ではないかというふうに思っていますけれども、この点について何かあればお願いいたします。

財政部長

正直申し上げて、全国の関係までちょっと配慮がいていなかったというところがあるものですから、具体的に今後どうするかということについては、明確な答弁ができないかもしれませんが、今も助役からも答弁がありましたように、少なくとも全道組織の中でいろいろな発言ということは可能でございますし、その機会にまた助役を通じて、その辺の問題提起あるいはもっと調べてみなければならぬことがあれば、北海道の回答を通じて調査するなり、いろいろ情報の収集なりして、今後どういうふうにするか考えていきたいというふうに思います。

森井委員

先ほど北海道のため込んでいる基金が46億円ほどというお話もありました。単純に人口割をすると、札幌市、政令市は入っていないそうですから、普通に人口割で計算をしたら、その46億円のうちの2億円ほどはある意味小樽市に本来あるべき金額なのです。それを取り戻せとかそんな話ではないのですが、振興協会のあり方、やはりその時代背景の変化があるということと、小樽市自体の財政の厳しさ、そのことを考えてももう少し運用の仕方が変わってきてもいいのではないかというふうに思っていますので、これからまたいろいろ調査をというお話でありましたから、ぜひそのあたりを考えて、いろいろと調べていただければというふうに思います。

委員長

平成会の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

佐々木(勝)委員

総括ですので、決算説明書に基づいて、この決算説明書からいろいろと見えてくるものもあるので、それらについてお伺いします。

予算から決算までの流れについて

予算特別委員会の中ではいろいろと議論しますが、最終的に現在の財政状況を的確にとらえているのが、この決算説明書ではないかというふうに見ています。そういう面で、言いたいことは、平成17年度の決算の総括をどのように考えているかということが聞きたいのです。そういうところにあるわけですけれども、いろいろな説明書等の書類を見ますと、予算、決算の考え方、それから決算の歳入に対する考え方、いろいろと複雑に絡み合っています。それで、今回最終的に17年度の決算が出たわけですけれども、スタート当初から約11億8,000万円でしたが、



赤字を抱えながらスタートをして、最終的に結果はまた 2 年連続の赤字ということになりました。

それで、最初に聞きたいのですけれども、年度当初の予算から、結果的に赤字決算になったという流れについて説明をお願いします。

( 財政 ) 財政課長

平成17年度の当初予算から決算までの流れということでございますが、17年度の当初予算につきましては、予算の中で組むときに2年連続の赤字予算ということで、17年度は約3.9億円の赤字予算を組んでございます。その中において、職員給与費の前年度よりさらに独自削減ということで、3パーセントから5パーセントへの削減ですとか、特殊勤務手当の一律削減ということもございまして。さらに、事務事業の見直しという大幅削減というものを組んでも、なおかつ3.9億円という当初予算でございました。歳入の中では、その前年の第4回定例会で使用料とかの改正などがありまして、それらも含んだということでございまして。さらに、財源対策として他の事業会計からも借入金、約2.5億円、そのほかまちづくり基金から3億円の借入れ、そういうことも財源対策として行ってございます。さらに、その年度の途中で先ほど委員からの御指摘がありました平成16年度の赤字額ということで、約11億8,000万円ということが確定しまして、17年度の予算の中で組み込んでございます。

その中で、財政需要として17年度におきましてアスベスト対策、これが約3億7,000万円ほど補正をしてございます。決算額に直しますと、決算説明書の中でも載せてございます約3億5,000万円の決算額ということになっております。さらにもう一つ大きいのが、2度にわたる除雪費の補正、これが2億3,000万円を2回計上してございます。それで、私も札幌にいて非常に雪が多いなと思っていたのですが、小樽市においては2月の最大積雪深が観測史上2番目ということで、これはかなりの深さというか、当時の発表された資料を私も見させてもらいますと、172センチということになってございます。これらの大きな補正がございました。

その中で、歳入としては市有林の売却とかそういうことで若干の歳入増もございました。さらに、先ほど言いましたアスベスト対策につきましても、国の補助金があるものについては当然のごとくその配分を受けたり、さらに、当初、アスベスト対策というものにつきましても、起債は認められておりませんでした。それにつきましても、国の方で法令の改正を行っていただきまして、市債ということで発行が認められております。結果的に最終決算としては約14億円強の赤字額なのですが、17年度の単年度で見ますと、約2億3,000万円弱の赤字額決算、雪もこんなに多くてかかった経費も多いにもかかわらず、事務事業の見直しとかによって当初の3.9億円から約2.3億円という形の決算になったというふうに認識しております。

佐々木( 勝 ) 委員

それで、この決算説明書を見ますと、2ページ目から予算執行の概要、今話したことがずっと並んでいます。並びながら、最終的には結果として、そのようにたどり着くわけですけれども、ここの部分について10ページのところからは決算総括表という流れになっています。この決算総括表から読み取れることということで考えてみた場合に、どういうふうに認識しているかということでも聞こうと思ったのです、その記述の部分で。それで監査委員の出している意見といいますか、結論から言います。今の状態から2年も赤字となっていることは残念な結果となったと、こういうまとめです。やればできたのかということなのです。突然わいてきた対策についての部分が多かったということで、かぶった赤字予算を一生懸命外していくとすれば、相当の努力をしなければならなかったのかというふうに思います。努力した点はどんなものかという部分でお聞きします。ちょっと難しいですか。

それで、結果となったということですから、財政部の方ではやるだけのことをやって少しでも赤字解消、結果赤字決算にならないように、こういう点に気をつけて頑張ったというふうな部分が聞こえてくるのかというふうに思ったのですけれども、具体的にはこの後また各事業が何かでやりますけれども、コメントありますか。

( 財政 ) 財政課長

努力というか、年度途中に一つは決算説明書の中でも触れさせていただいておりますけれども、不用額の部分が

あれば、早期に何とかしてそれらの部分に対する財源をほかの財源に充てるとか、また先ほどの繰り返しになる部分もあろうかと思えますけれども、極力市債とか導入できる事業につきましては、市債を導入するなど、また歳入の確保につきましても、未利用財産といいますか、山林の売却ですとか、そういうような努力をした結果としてあの額になったというふうに認識しております。

佐々木(勝)委員

それで、今いみじくも不用額が出ましたね。それで、決算の関係で11ページのところから15ページのところに歳出の不用額が載っています。一般会計の項目別、科目別の不用額が出ております。全体で聞こうと思えますが、時間がないのでここを省きます。結果的にここで不用額を出したのは、11億4,100万円という額です。ここで少なくとも不用額とスタート時点の11億8,000万円とか、結果ここに生み出したかなという感じはするのです。

それで、私の方で聞いたかったのは、不用額のところは、先ほど財政課長も言いましたように、2ページに戻ります。2ページのずっと後段の部分に先ほど市有林の一部売却、不用額の早期把握とこういうふうに書いてあります。予算をつくるときは、アバウトでいいと、こういうことなのかね。最初に決算が大事だというのは、決算で相当吟味をして結果を分析して、次の予算に反映するというのが基本だろうと思っているのですけれども、ここをつくっておいて、早期に不用額を出すように、財政の方では期待したという部分だけでも、原課の方では結構出ています、各不用額については。だから、財政部で考えた不用額というのは出すべくして出すようにする努力目標なのか、それとも結果としてそうなったということなのか、そこのところが収入の関係、歳入の関係で言えば、不納欠損ということですね。ここの不用額というのは、先ほど秋山委員も気になるところというか、ここのところなのだけれども、予算はアバウトでしっかりやっということと不用額が多くて、恐らく内容によって違うのだらうと思うのです。基本的な考え方はどうなのか。

(財政)財政課長

予算のつくり、今委員から御指摘があったアバウトでいいということではございません。あくまでもその時点で当然把握できる数字でもって予算というものは計上がなされるものでありまして、そういう中で、今度予算はどういうふうに執行していくかということにならうかと思えます。毎年なのですけれども、平成17年度でいきますと、平成17年6月7日付けで平成17年度の予算の執行についてということで、各部室がい長あてにその執行についての通知をさせていただいております。その中で、結果だけを言いますと、予算はついたけれども、その中でその経費を使いまして最大限の効果を上げるべき取組を行っていただき、なおかつその中で、しつこく言えば、経費の節減というか、無駄な部分がもしあるとすれば、それらを節約していただきまして、結果的に不用額になるというふうに考えてございます。その中で不用額をうんと出ささいということではなくて、あくまでも最大限効果が上がるような予算執行は当然あるべきものですし、その執行段階で出てきた差額、不用額について努力を図っていただきたいということがその通知の趣旨と考えております。

佐々木(勝)委員

それで、先ほど市長の方からもお話があったように、政策評価なりに事務事業評価といいますか、これはやはり事業を行った後に、常に点検をし検証をしていくということが必要なのだらうというふうに自分では思います。つくっておいて、あとはほうっておくと、そういうことで来年度予算、そういう意見を考えて今後の予算編成の中に生かされていくのだらうというふうに思いますけれども、実際に平成18年度にこの検証をしたことで2007年度予算に反映しているものがありますか。それと今後のことでありますか。

財政部長

本質的に財源が非常に窮迫している状況でありますので、いかに財源を確保していくかというのは非常に難しいものがございます。特に税とそれから交付税、これが歳入の基幹収入でございますので、ここの見合いがいわゆる業務の遂行にとって非常に大きな要素となりますので、ここについては2007年度の予算を編成するに当たっては、

今、国の出方がどういうふうになってくるかと、いろいろ地方にとっては厳しい状況がございますから、この辺をまずどうやって見るかということはこれは至極当然のことです。一方、歳出というのはもう本当に無駄はまず絶対やってはいけないということが前提にありますので、できるだけ緊急性の高いもの、そして逆に必要かどうかの有無、そしてその中でも必要だとしても急ぐのか急がないのか、こういうことをきちんと見定めるということが大事なことだというふうに思っています。いずれにしても、各指標が非常によろしくございません。本当に普通の生活費で、普通の収入がほとんどが義務的な経費に使われてしまうと、そういう硬直した財政ですし、もちろんその反映として投資的な経費に回す予算というのは、ないに等しいというのが正直なところですから、そういう中でどうやっていくか、これは非常に頭の痛いところですが、基本的にはやはり本当に緊急性、必要性、歳出については、そこを見て、そして無駄のないものをしていくと、これが編成の基本的な考え方というふうに思っています。

佐々木(勝)委員

それでは質問を変えて、やはり決算説明書の中から1点だけ。

毎回決算があるときに話をして改良されたということが目についたのが、平成17年度の主な事業と書いてあるのだけれども、いろいろ話をしていく中で、議論する中で、私の方では人口対策、さきに出ましたけれども、人口対策の関連の事業はどういうものがあるのか、少子高齢化対策の事業はどういうものがあるのかと、こういうあたりを聞くことができますけれども、答えは21世紀プランに基づいて策定していると、こういう答弁が返ってくるのだけれども、先ほど言いましたように、今度16年度の事業内容、記載されている記述の仕方は、先ほど話がありましたけれども、相当詳しい内容であるというふうには評価をしたいというふうに思います。

少子高齢化対策について

それで、今年度、目についたところは、9ページのところに、これまでになかった(6)の民間活力事業というのがありました。新たな提示の仕方といたしますか、わかりやすいといたしますか、こういうふうに掲示されているということについては、評価したいと思います。

そういう点を考えて私の方で今提言したいのは、このように関連する、わかりやすい事業実施といたしますか、これらをもっと、今言ったように、民間活力事業みたいなものを考えた上に、特に少子高齢化対策というのは、市長の一番目の公約でもあるわけです。この辺のところはより見える形というか、こういうような形になればいいなというふうに思うのですが、その点についての考え方についてお願いします。

(財政)財政課長

所管の企画政策室と相談をしまして、今後検討をしたいと思います。

佐々木(勝)委員

そういう点で考えて、毎回決算特別委員会のたびに、よりよい決算説明書が出てくるということで、そういうことで考えれば、平成15年度から17年度までの間で、この少子高齢化対策事業、わかれば示してもらいたいというふうに思います。

(総務)企画政策室小山主幹

少子高齢化対策というと、非常に幅広くて、その中でも基幹となる事業、それから周辺の事業、いろいろありますけれども、平成15年度から17年度の中で行った主な新規拡大の部分について述べさせていただきたいと思いますが、少子化、子供の対策で言えば、保育所の定員拡大、それを16年度に50名、17年度には銭函保育所を増築して拡大したりしました。それから、保育サービスの拡大という意味では、産休保育とか一時保育事業とか延長保育事業を15年度、16年度、17年度とそれぞれ数か所ずつ増やしていくと、こんなところもございます。それから、放課後児童クラブの充実ということで、17年度には障害児の受け入れや土曜や三期休業期の中での時間延長なども行っております。そのほかには、大きなこととしては次世代育成支援計画を16年度につくっています。それから、こども

発達支援センターを設置したり、「つどいの広場」を朝里幼稚園に開設したり、そのほかには17年度の使用料の改定の中で、市有施設の中学生以下の料金を無料にしたり、こういうのが子供の対策としては主なところかと思いません。

一方、高齢者の方であります。ふれあいパスの継続実施、厳しい財政状況の中で一部負担を求めながら、継続しております。それから、16年度には高齢者祝賀会を市民参加型の実行委員会方式で金額も少し増やしてやっているとか、生活支援ハウス「はる」を開設、それからこれは地域住民と一緒にグループ支援事業なども16年度に立ち上げたり、17年度には福祉コミュニティ都市推進新事業として「杜のつどい」の開設などもしているところでございます。そのほかには17年度には、今後5か年の高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画なども策定した、そのようなところが主な新規拡大事業かと思えます。

佐々木(勝)委員

そういうことで、具体的な部分については、今答弁があったように提示できるものは提示して行って、そしてよりよい決算説明書になるように期待したいと思います。細かい点については、また明日以降の決算特別委員会で質問いたします。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。